

【論説】

第二次製塩地整理における製塩従業者交付金増額修正とその交付

——徳島県撫養地区塩田労働争議をめぐって

千葉大学大学院人文公共学府人文公共学専攻博士後期課程

國貞 明良

はじめに

日露戦争の戦費確保及び内地塩業支援を目的として明治38（1905）年に塩専売法が成立し、明治43年、44年には第一次製塩地整理が実施された¹。その後の内地塩の増産による専売局の持越高増加に加えて、関東州や台湾からの移輸入塩の販路確保の必要を背景に、内地における塩の供給過剰の解消と塩価低減を目的として昭和4（1929）年度、5年度に第二次製塩地整理が実施された。この実施に際して政府は、製塩従業者を含む塩製造者や製塩地所有者などに対して塩田整理に伴う損失について交付金を給付することとした。この交付金給付の根拠法になったのが「製塩地整理ニ関スル法律」であり、専売局が昭和2年から実施した事前調査を踏まえ、昭和4年3月に第56帝国議会に上程されたものである。

特筆すべき点は、法律案の4回にわたる委員会審議を経て、塩製造者に対する交付金のなかの製塩従業者分について増額修正が可決されたことである。

本稿の課題は、第56議会における「製塩地整理ニ関スル法律案」の審議過

¹ 明治42年8月30日の大蔵省審議会において専売局長官による整理計画概要の説明が行われている。瀬戸内地区では産地が集合し産額が多く品質が均一で生産費も割合に低い。その一方でその他の地区では産地が散在し生産額寡少で生産費が高く、これらの製塩地の整理を行いその結果塩価の下落をみることにできるとした。「第三章 省議決定」専売局（大正元年）『製塩地整理事蹟報告』、78-81頁、早稲田大学中央図書館所蔵。

程に注目し、製塩従業者に対する交付金の増額修正可決に至るまでの過程を分析することにより、その背景にあった徳島県撫養地区での塩田労働争議が、法律案の審議やその後の交付金交付行政に影響を及ぼしたことを明らかにするとともに、この法律案可決の意義を見出すことにある。

第二次製塩地整理については専売局による史資料に限りがあることもあり²、管見の限り先行研究は極めて少ない。日本専売公社『日本塩業史』³と加茂詮『近代日本塩業の展開過程』⁴では、第二次製塩地整理を準備段階から法律の公布、整理塩田の選定、整理の結果とその意義がまとめられている。しかし、塩製造者に対する交付金についての議会での修正可決の経緯を「議会はなお不十分とし」とだけ記し、審議過程についての詳細は明らかにしていない。重見之雄は歴史地理学の視角により、第二次製塩地整理に伴う瀬戸内地区製塩地の変遷を論じているが、議会での交付金増額修正についてのプロセスや交付金交付行政について論じたものはみられない⁵。拙稿では、瀬戸内尾道地区塩田での第二次製塩地整理における整理塩田決定プロセスを地域利害調整の視角から論じているが、法律案の審議過程や交付金交付行政については論じていない⁶。

用いる主な史資料は次のとおりである。法律案立案に至るプロセスについては、専売局による『昭和三年九月 専売局事業部 製塩地整理ヲ必要トスル理由』

² 第一次製塩地整理について、専売局は大正元年に『製塩地整理事蹟報告』としてその準備段階から結果までの内容を1,200頁を超えてまとめている。一方、第二次製塩地整理について、専売局は『昭和六年九月 昭和四年度昭和五年度 製塩地整理概況報告書』としてわずか34頁にまとめ、それに八つの付表を添えているに過ぎない。

³ 「第二章 生産 第二節 第二次製塩地整理」日本専売公社（1958年）『日本塩業史』、234頁。

⁴ 加茂詮（1993年）「二 第二次製塩地整理」『近代日本塩業の展開過程』北泉社、77-123頁。第二次製塩地整理についての記述内容は、『日本塩業史』の記載内容と殆んど同じものとなっている。

⁵ 研究誌『日本塩業の研究』のなかで重見之雄は「第2次塩業整備に関する覚え書き」として、当時の専売局内部資料のなかから、瀬戸内地区製塩地における行政の動き、関係者による陳情の動き、地域経済への影響、塩田所有者の変遷などを項目別に整理している。

⁶ 國貞明良（2020年）「瀬戸内尾道地区における第二次製塩地整理—整理塩田決定に至る地域利害調整プロセス—」日本塩業研究会編『日本塩業の研究』第36集、167-193頁。

および『昭和三年九月 専売局事業部 製塩地整理計画概要』⁷を使用し、製塩地整理の結果については『昭和六年九月 昭和四年度 昭和五年度 製塩地整理概況報告書 専売局』⁸を使用する。また議会における審議過程については帝国議会議事録を用いる⁹。製塩地における交付金交付行政については、広島地方専売局管内出張所の当時の内部資料を使用する¹⁰。当時の労働争議については社会局労働部による各年の『労働運動年報』を使用する¹¹。

第1章 「製塩地整理ニ関スル法律案」の作成準備から議会提出へ

第1節では、専売局官制改正による製塩地整理準備調査の実施と、その結果作成された『製塩地整理ヲ必要トスル理由』および『製塩地整理計画概要』の内容を示す。第2節では、法律案上程の事前準備として専売局によって作成された『製塩地整理ニ対スル陳情摘録』の内容を示す。議会への法律案提出の動きに対する各地の製塩地からの製塩地整理への賛否陳情の記述があるが、とりわけ徳島地方専売局管内での塩田労働争議再発への懸念に触れていることに注目する。

⁷ JACAR (アジア歴史資料センター) :Ref.14100205000「製塩地整理ニ関スル法律」。この資料の中に、昭和4年3月6日の法律案の議会提出を請議する閣議文書があり、そこに『昭和三年九月 専売局事業部 製塩地整理ヲ必要トスル理由』および『昭和三年九月 専売局事業部 製塩地整理計画概要 昭和三年九月』などが添えられている。

⁸ 『昭和六年九月 昭和四年度 昭和五年度 製塩地整理概況報告書 専売局』、塩業センター 塩業資料室所蔵、請求記号 B10-EG。専売局長官による大蔵大臣宛の報告書である。製塩地整理の計画から結果までが34頁にまとめられ、末尾に関係付表が添えられている。

⁹ 帝国議会議事録については「帝国議会議事録検索システム」を利用。

¹⁰ 使用する広島地方専売局内部資料は『昭和三年度「製塩地整理準備調査書類」尾道出張所』、『昭和四年四月起「製塩地整理ニ関スル書類」塩脳掛』、『昭和五年度「製塩地整理往復書」尾道出張所』、『平生出張所 昭和2年以降製塩地整理関係書類』、『自昭和五年六月至昭和六年度 製塩地整理関係書類 三田尻出張所事業課』である。これらは出張所廃止の際に日本専売公社広島支社に集められていたもので、廃棄処分前の昭和48年に重見氏がそれらをコピーし当時の綴り込みそのままにファイルし、各頁に仮頁を付している。本稿の注にはこの仮頁をそのまま使用する。これらは重見氏のご厚意により執筆者に提供されたものである。

¹¹ 社会局労働部『労働運動年報』については、国立国会図書館デジタルコレクションを利用。

第1節 製塩地整理準備調査と製塩地整理計画の策定

1. 製塩地整理準備調査

製塩地整理準備調査などのための人員増置を目的として、昭和2（1927）年7月に専売局官制改正が行われた¹²。

この官制改正のための閣議資料によると、製塩地整理準備調査のための専売局の増員は、副参事1、技師1、書記25、技手33の合計60人であった。製塩地整理準備調査のための定員増置理由は内地における塩需給問題の指摘であり、調査項目を淘汰整理の程度、今後の人口増加による消費量の自然増、失業問題や内地産業に及ぼす影響、存廃塩田の選択および評価とした。

昭和2年8月に専売局は事業部長名で各地方専売局長に対して、製塩地整理準備調査について通牒を発している¹³。そこでは製塩地整理を実施する理由に続いて、準備調査の際の注意事項を「製塩地整理ニ関スル調査ハ、直接民部ノ利害休戚ニ重大ナル干係アルヲ以テ、充分ナル成案ナクシテ之ヲ民部ニ察知セラル、カ如キコトアラハ、地方的問題ヲ惹起シ徒ニ問題ヲ紛乱セシメ、啻ニ調査ノ困難ヲ来タス而已ナラス……絶対秘密ヲ厳守スル」とし、調査活動による地方的問題としての紛乱未然防止について絶対の秘密厳守を求めている。この背景として考えられるのは、準備調査指示直前の昭和2年4月から7月にかけての徳島県撫養地区の塩田労働争議がある。これについては、同地区における他の塩田労働争議とともに第2章でその経過を述べることにする。

専売局事業部は、この製塩地整理準備調査結果をもとに昭和3年9月に『製

¹² JACAR:Ref.A14100067800「専売局官制中ヲ改正ス」。昭和2年7月7日の閣議史料「専売局官制中ヲ改正ス」のなかに、「製塩地整理準備調査ニ要スル定員増置理由」がある。

専売局官制改正前の新聞記事に「前議会に於て塩田調査費として十四万円の予算の通過を見……官制は目下法制局にて審議中であるが……」とある。「外塩との採算上内地塩を整理 生産を十億斤程度に 専売局で考究」『読売新聞』昭和2年5月17日。読売新聞記事は「ヨミダス」を利用。

¹³ 「甲第二四〇号 昭和二年八月二十六日 親展 地方専売局長殿 事業部長 製塩地整理準備調査ニ関スル件」、『昭和三年度 製塩地整理準備調査書類 尾道出張所』、仮6-9頁。

塩地整理ヲ必要トスル理由』および『製塩地整理計画概要』を作成しており、以下にその骨子を示す。

2. 『製塩地整理ヲ必要トスル理由』および『製塩地整理計画概要』の作成

(1) 『昭和三年九月 専売局事業部 製塩地整理ヲ必要トスル理由』

『製塩地整理ヲ必要トスル理由』には塩専売の方針や抱える課題などが示されており、その内容は「一、塩専売経営ノ方針」、「二、塩需給ノ現勢」、「三、内地製塩地整理ノ必要」からなっており、その骨子は以下のとおりである。

第一、塩専売の経営方針

塩専売制度は、明治37、38年の日露戦争のための国費財源を得るという収益主義であった。しかし大正7（1918）年の物価騰貴に伴い、塩の買入価格や専売関連経費が暴騰し、これらを塩の売渡価格に転嫁することは国民生活への脅威となった。このため収益主義を捨てて、内地塩業の維持改善と価格の低減と統一を図り社会政策的見地に基づいて塩専売を経営することとし今日に至っている。

第二、塩需給の現勢

内地塩田は生産額が著しく増加し、昭和元（1926）年度、2年度において製塩期間短縮などの生産抑制手段を講じたものの、過剰内地塩は解消せず、専売局の手持塩が巨額となっている¹⁴。今後内地塩は2割内外の増産が見込まれ、塩専売の運用に支障を来し、事業窮境に立ち至ることが明らかである。また、内地塩よりも遥かに低廉な台湾、関東州塩も生産過剰の現況にある。

第三、内地製塩地整理

塩の生産額の調節と塩価の低減を目的として製塩地整理の方法を選択した。内地と植民地の製塩業の改善により塩価の低減を図り、整理製塩地関係業者に対

¹⁴ 内地塩の収納高は大正6年度では1,003百万斤であったものが、凶作であった大正7年度では672百万斤に減少した。内地塩はその後の豊作により、大正14年度には1,114百万斤に復活したことなどから専売局の年度末持越高は、大正6年度には101百万斤であったものが、大正14年度には685百万斤にまで増加している。「第一 内地ニ於ケル塩需給一覧」専売局（昭和6年3月）『塩専売統計表』、2頁、塩事業センター 塩業資料室所蔵 請求番号 B11-36-SS。

してはその損失を交付金給付をもって打撃を免れさせることができる。また、大正8年発足の臨時財政経済調査会（以下、財調）での「塩ノ生産配給及価格ニ関スル根本方策如何」の諮問に対し、製塩地整理が必要との決議と答申が先年にあった。

この『製塩地整理ヲ必要トスル理由』の要点は、社会政策的見地による塩専売の維持、専売局の巨額な手持塩の解消、整理製塩地関係業者への交付金交付という3点に要約される。

財調答申には7つの項目が挙げられている。なかでも最初の3項目、（一）「現行塩専売制度ハ維持スルコト」、（二）「本邦ニ於ケル需要塩ノ供給ハ内外併立主義ヲ採ルコト」、（三）「内地現在塩田ハ大体之ヲ維持シ其ノ中著シク多額ノ生産費ヲ要スルモノヲ漸次整理スルコト」は、塩専売制の基本方針を示すものであった¹⁵。

大正15年2月の第51回帝国議会衆議院第一回予算委員会において、政府委員武内作平（大蔵政務次官）は「歴代内閣ニ於キマシテ非常ニ重要ナ問題トシ、経済調査会アタリデモ研究サレタ方針ニ基イテ、現在ノ制度ヲ採ッテ居ルノデ」と答弁し¹⁶、第二回予算委員会においても「現制度ヲ支持シテ、塩ノ供給を——需要供給ヲ調節スル、尚ホ改善向上ヲ図ルト云フ事ノ考ヲ持ッテ居ルノデアリマス」と答弁している¹⁷。このように財調答申に示された製塩地整理の必要を含む塩専売政策の方針は憲政会内閣において踏襲され、さらに憲政会とは対立する政友会田中義一内閣にも引き継がれたのである。「製塩地整理ニ関スル法律案」は、塩専売制維持のもとでの専売局が抱える多量の年度末在庫の解消を目的とする塩の需給調節が目的であった。後述する第3章で論じるように議会で

¹⁵ JACAR:Ref.A05021046700「臨時財政経済調査会要覧（第四号）○諮問第二号 塩ノ生産、配給及価格ニ関スル根本方針如何」25-35頁。答申は大正13年3月22日に行なわれている。

¹⁶ 第51回帝国議会衆議院 予算委員第三分科（大蔵省所管）会議録（速記）第一回、大正15年2月13日。

¹⁷ 第51回帝国議会衆議院 予算委員第三分科（大蔵省所管）会議録（速記）第三回、大正15年2月15日。

は塩専売制や製塩地整理の内容、さらには失業対策としての製塩従業者に対する交付金についての質疑が中心となった。

(2) 『昭和 3 年 9 月 製塩地整理計画概要 専売局事業部』

ここには製塩地整理の計画概要と「製塩地整理ニ関スル法律案」(以下、法律案)が示されている。計画概要は「一、整理の目的、二、整理製塩地選定標準、三、整理製塩地段別及其ノ塩生産高、四、整理ニ因ル減産塩ノ補充、五、整理ニ因ル利益概計、六、整理ニ要スル交付金及其ノ他経費、七、国債ノ発行及法律ノ制定、八、整理地ニ対スル製塩禁止及整理完了ノ時期」の各項目と各種付表からなっており、製塩地整理の目的を塩価の低減と塩需給の円滑を期とした。

これらの項目のうち、「三、整理製塩地段別及其ノ塩生産高」では、整理しようとする製塩地の段別は全国の 2 割に相当する約 1 千町歩であり、その塩生産高は約 1 億 5 千万斤で全国総生産高の 1 割 4 分 8 厘に当るとし、これ以上の整理は内地製塩業者、同従業者の転業や地方経済に与える影響が激甚であり実行不能であるとした。「六、整理ニ要スル交付金及其ノ他経費」では、製塩地整理事務に要する経費の総額は 13,295,555 円、そのうち交付金の合計額は 12,920,655 円である。交付金の内訳は、製塩業者に対する交付金 1,680,134 円、製塩地所有者に対する交付金 9,848,567 円、製塩設備に対する交付金 1,391,954 円である。各種付表のなかに「整理交付金総括表」があり、塩製造者に対する交付金と従業者に対する交付金金額が記されている。表によると、製塩業者に対する交付金の内訳は、「塩製造者ニ対スル交付金(一年間賠償金額ノ二割) 1,120,089 円」および「従業者ニ対スル交付金(一年間賠償金額ノ一割) 560,045 円」となっている。「製塩地整理ニ関スル法律案」(以下、法律案)にある塩製造者に対する交付金「三割」というのは、この塩製造者分「二割」と製塩従業者分「一割」の合計である。

計画概要に添付されている法律案は 8 つの条目からなっており、そのなかの交付金に関する条目は第二条と第六条である。第二条「交付金ハ左ノ各号ニ依リ之ヲ定ム」では、「一 塩製造者ニ対シテハ製塩地一年間納付塩賠償金額(鹹

水ヲ買受ケ塩ノ製造ヲ為ス者ニ付テハ其ノ買受代金ヲ控除シタル金額)ノ三割ニ相当スル金額」とした。第六条では「交付金ノ総額ハ千三百万円以内トス」とし、続けて「交付金ハ額面金額ニ依リ五分利附国債証券ヲ以テ之ヲ交付ス但シ塩製造者ニ対スル交付金及国債証券ノ最少額面ニ満タザル端数ハ現金ヲ以テ之ヲ交付ス」とした。法律案の最後部にある「製塩地整理ニ関スル法律案理由書」には、「塩価ノ低減ヲ図リ塩需給ノ円滑ヲ期スル為内地製塩地中比較的不良ナルモノニ付塩ノ製造ヲ禁止シ交付金ヲ交付スルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ」とあり、この法律案の提出は交付金交付の必要からであるとした。

明治 43、44 年の 2 年間にわたって実施された第一次製塩地整理に係る「製塩地整理ニ関スル法律案」の提出理由は製塩禁止対象の製塩業者、製塩地および製塩設備の所有者に対する補償金下付の必要からであった¹⁸。第一次製塩地整理に係る「製塩地整理ニ関スル法律案」では塩製造者に対する交付金を 1 年間納付塩賠償金額の 2 割とし、製塩従業者については交付金の交付対象としていなかった。その理由は「禁止セムトスル製塩地ハ概シテ農漁ノ副業ニシテ家族就業ノ者多ク製塩専業ト認ムヘキ者多カラサルヲ以テ従業者ニ対シ別ニ転業補償ヲ要セサルモノト為シ」というものであり、従業者の多くは家族の一員であり雇入れ従業者ではなかった¹⁹。一方、第二次製塩地整理では第一次製塩地整理では整理されなかった比較的規模の大きい製塩地が整理の対象となり、塩製造者に対する交付金を「三割」とし、そのうちの「一割」を製塩従業者分とするものであった。国内の塩の主要産地である瀬戸内の整理候補製塩場の製塩従業者はその殆どが雇入れ労働者であった²⁰。専売局では「社会ノ実情ニ鑑ミ製塩地整理ニ因リ生業ヲ失フヘキ製塩従業者ニ対シテモ是カ救済ニ付考慮セリ」というように、社会の実情という表現で労働環境の変化を理由として製塩従業者への交付金交付を決定したのである²¹。

¹⁸「第三章 法律制定 第二節 制定及公布「製塩地整理ニ関スル法律案理由書」明治 42 年 11 月 9 日閣議」、前掲『製塩地整理事蹟報告』、92-93 頁。

¹⁹「第三章 法律制定 第一節 省議決定 計画ニ関スル説明、法律案、審議会議決」前掲『製塩地整理事蹟報告』、90 頁。明治 42 年 10 月 22 日の大蔵省審議会において、製塩従業者に対する交付金の必要がないことが是認された。

法律案委員会での審議においては、この製塩従業者に対する交付金部分について政府側と議員側との間で質疑が行われることになる。

第 56 帝国議会では、法律案第二条の「三割ニ相当スル金額」が「三割五分ニ相当スル金額」へと修正され、第六条の但書の「塩製造者ニ対スル交付金」が「塩製造者ニ対スル交付金ノ一部」へと修正された。議会におけるこの増額修正可決にいたる審議過程については第 3 章で論じることとする。

第 2 節 「製塩地整理ニ対スル陳情摘録」の作成

政府は議会への法律案提出に先立って、陳情活動など特徴的な動きのある八つの地方専売局管内の動きについて「製塩地整理ニ対スル陳情摘録」²²を作成している。

生産性の低い仙台、名古屋、金沢、鹿児島などでは塩田存置の陳情が行われた。仙台地方専売局では政友会県参事会員と代議士菅原傳による本局と地方局への出頭陳情、名古屋地方専売局では民政党岡本代議士と塩業組合長が本局と地方局へ出頭陳情、鹿児島地方専売局では在京代議士とともに関係町村長、塩業組合長が本局に出頭陳情している。一方、比較的生产性の高い瀬戸内地区のうち、岡山地方専売局のある製塩地では政友会代議士星島二郎による存置陳情があるほか、他の製塩地では県道敷設計画の存在を理由に政友会代議士岡田忠彦による整理の陳情がある。広島地方専売局では、県会議長望月乙也（望月内相の弟）が存置の陳情に加えて、将来発達の見込みが乏しい点に在る整理予定地は整理を可としている。また、徳島地方専売局は以下に示すとおり、塩業関

²⁰ 「製塩地整理調査書」前掲『昭和四年四月起「製塩地整理ニ関スル書類」塩脳掛」、仮 280-310 頁。広島地方専売局管内尾道出張所は 29 の整理対象候補製塩場（塩浜）につき、製塩地の地質や設備、生産状況、整理に対する希望、整理順位、地方での労力の需給関係、製塩従業者の雇用形態と転業の可否や転業の可否などを調査表としてまとめている。各製塩場の従業者数は概ね 11 人でその殆どが雇入れによるものであり、従業者の約半数は農業副業者や出稼者であり、転業を要するが転業能否についてはそのほとんどが否とされている。

²¹ 「三 交付金」前掲『昭和四年度 昭和五年度 製塩地整理概況報告書』、7-8 頁。

²² JACAR:Ref.A08071639600 「秘 製塩地整理ニ対スル陳情摘録」。

係者からの陳情はみられないが、先年の労働争議惹起の事例があり、組織的反对運動発生の懸念もあることから、整理実行に際しては深甚の用意が必要であるとした。

八、徳島地方専売局

直轄、撫養出張所、瀬戸派出所（徳島県）

（四百六十一町中整理予定百七町）

徳島県塩業関係者ヨリハ未タ陳情等ノ事実ナキモ同地方塩田ハ第一区賠償価格中特別ノ賠償価格ヲ適用シツツアル実況ニシテ製塩地トシテノ條件概ネ不良ナルヲ以テ此程度ノ整理ハ出来ル限り実行スル見込ナリ尤モ同地方ハ先年労働争議ヲ惹起シタル事例アルヲ以テ多少ノ組織的反对運動ヲ為スヤモ測リ難キニ付整理ヲ実行スルニ際シテハ深甚ノ用意ヲ必要トス

以上のように、製塩地整理の動きに対しては、各製塩地特有の事情から一律的に存置の陳情があったわけではなく、同じ地方専売局管内においても存置陳情と整理容認という異なった動きがあった。また、代議士は所属政党には関係なく、自らの選挙区の利害に立って行動していた。この陳情摘録のなかで注目すべきは、この徳島地方専売局管内での撫養地区塩田労働争議発生への懸念に触れている点であり、次章ではこの塩田労働争議についてその経過を示すこととしたい。

第2章 徳島県撫養地区塩田での日本労働組合評議会介入による 製塩従業者労働争議

徳島県撫養地区の塩田労働争議については、中野正司が『鳴門路』においてその詳細を明らかにしている²³。昭和2年の労働争議については、社会局労働部『昭和二年労働運動年報』のなかで主要労働争議概要の14の事例のひとつとして撫養地区塩田労働争議の内容が示されている²⁴。そこで、撫養地区の労働争議の動きについては、中野正司「鳴門の塩田労働争議」および社会局労働

部による各年の『労働運動年報』などを用い、その特徴および専売行政との関係を明らかにする。

第1節 撫養地区塩田における労働組合結成

撫養地区塩田では大正期に入ると各製塩地の塩田労働者による労働組合の結成が始まった。大正3（1914）年2月に瀬戸村明神の明神塩田労働組合、同年6月に鳴門村高島の鳴門塩田労働組合、5年1月に撫養町立岩・北浜・弁財天の川東塩田労働組合、6年7月に黒崎塩田従業者組合、7年5月に南浜塩田労働組合、8年1月に鳴門塩田東部労働組合、10年1月に斎田塩田労働組合と桑島塩田従業者組合が結成された。そして10年1月に鳴門村高島の福永豊功の運動によって、各浜の労働組合の連合組織として撫養塩田労働組合連合会が設立された²⁵。この撫養地区塩田におけるこれらの労働組合結成の動きの背景には、加川健三郎のいう「この島（撫養地区高島を指す、筆者追記）は慶長の初期（1597年）に塩田が開築され、塩業資本家は島外から塩業労働者を募集して、経営を始めたので、……労使の二大階層のみが大きく対立を続けてきた」という労使関係の特徴がある²⁶。

次に、昭和4年当時の徳島県撫養地区地図を見てみよう。（【図1】）

【図1】に見るとおり、撫養地区塩田は徳島県北東部淡路島の近くの瀬戸村（昭和3年に町制施行により瀬戸町となる）、鳴門村、撫養町にあり、地図上の北から明神、高島、黒崎、桑島、斎田、南浜に塩田が広がっている。

次節では、各労働争議の経緯とその特徴を示すこととしたい。

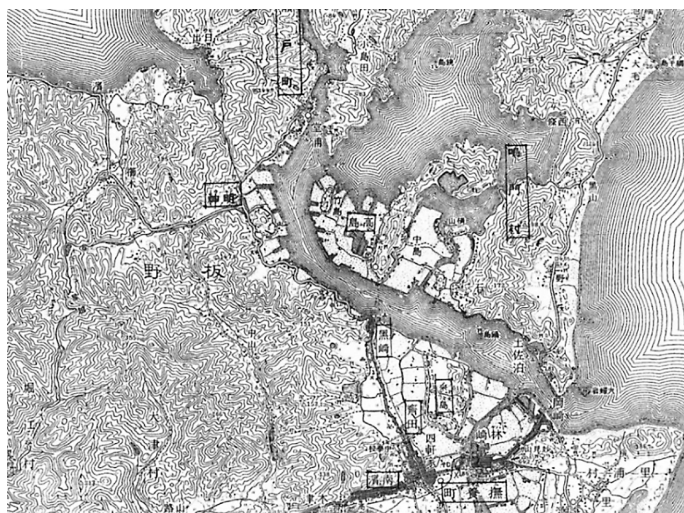
²³ 中野正司（1989年）「鳴門の塩田労働争議」、鳴門郷土史研究会『鳴門路』—鳴門郷土史研究会会報—第3号、62-235頁。徳島毎日新聞の記事や徳島県特別高等警察課『秘製塩事業並労働問題調査書』などの史料をもとに、時系列的に使用者側、労働争議団側、警察側、調停団側の動きを詳細に記述している。

²⁴ 「第一章 主要労働争議概況 六 徳島撫養塩田労働争議」社会局労働部『昭和二年労働運動年報』、明治文献、昭和46年10月、721-730頁。

²⁵ 前掲『鳴門路』65-66、71頁。

²⁶ 加川健三郎（1973年）『鳴門塩業史』日本専売公社塩業近代化本部塩業大系編さん室、261頁。

【図 1】 昭和 4 年当時の徳島県撫養地区地図



出典：「鳴門海峡」縮尺 5 万分の 1 明治 29 年測図 昭和 4 年修正測図²⁷
昭和 7 年 2 月 25 日発行 内務省地理調査所

第 2 節 4 回にわたる塩田労働争議

製塩地整理法律案審議と製塩従業者に対する交付金交付行政に影響を与えた徳島県撫養地区での塩田労働争議は、以下の【表 1】のとおり 4 回発生している。

大正 15 (1926) 年 9 月から 11 月、昭和 2 (1927) 年 4 月から 7 月、昭和 3 年 1 月から 3 月にかけて 3 回発生した労働争議の特徴は、争議団に日本労働組合評議会（以下、評議会）の介入により闘争が大変過激であったことである²⁸。昭和 4 (1929) 年 2 月の塩田労働争議は、昭和 3 年 12 月の大蔵省による塩賠

²⁷ 令和 6 年 3 月 28 日に、つくば市の国土地理院担当窓口にて本地図の一部の学術論文掲載への使用について口頭で了承を受けている。

²⁸ 日本労働組合評議会は日本労働総同盟の内部における共産主義系分子が幹部派（所謂穏健派）との意見の相違より分離して大正 14 年 5 月 24 日同系幹部統率に属する 30 組合を中心として組織……其行動愈々尖鋭化し極左共産主義の主張に係る所謂全無産階級政治行動に主力を注ぎ」とあるように、評議会は極左共産主義による労働団体であり行動が先鋭化していた。前掲『昭和三年労働運動年報』、46 頁。

【表1】徳島県撫養地区塩田労働争議²⁹

月別	名称並所在地	労働者 総数	争議 参加人員	原因	継続 日数	関係組合名
大正15年 10月	板野郡撫養町 他二町	2,340	2,340	政府ノ方針ニ基ク事 業主ノ一割製塩制限 反対	50	日本労働組合評議会、 徳島撫養塩田労働 組合
昭和2年 4月	板野郡鳴門村 高島	517	517	賃金増額ヲ要求シタ ルニ因ル	105	評議会系、徳島撫養 塩田労働組合
昭和3年 1月	板野郡鳴門村 高島	454	333	事業主ガ厳密ナル契 約書ヲ提出セシメン トシタルニ反対	52	評議会系、徳島撫養 塩田労働者
昭和4年 2月	板野郡撫養町 外2ヶ所	1,928	1,366	労働者ノ賃金値下ヲ 為シタルニ反対	3	評議会系、徳島撫養 塩田労働組合

償価格引下告示を機とした塩業者側の賃金引下げの動きを契機としたものであったが、昭和3年4月の評議会結社禁止処分³⁰の影響もあり過激ではなかった。しかし、その参加人員は昭和2年、昭和3年のものを上回る規模の大きいものであり、先行した3回の塩田労働争議とともに、第56帝国議会での法律案審議に影響を与えることになった。

²⁹ 本表は以下の資料から筆者がその一部を抜粋し作成した。

- ・社会局労働部『大正十五年（昭和元年）労働運動年報』、明治文献、昭和46年8月。
「大正15年（昭和元年）五百名以上結束せる労働争議調査表」、319頁。
「大正15年（昭和元年）継続日数二十日以上に亘りし労働争議調査表」、340頁。
『鳴門路』では、大正15年9月の撫養塩田労働組合連合会による労働大会を争議の開始としている。
- ・前掲『昭和二年労働運動年報』
「昭和二年参加人員五百人以上の同盟罷怠業工場閉鎖調」、602頁。
「昭和二年継続日数三十一日以上の同盟罷怠業工場閉鎖調」、614頁。
- ・社会局労働部『昭和三年労働運動年報』、明治文献、昭和46年11月。
「昭和三年継続日数三十一日以上の同盟罷怠業工場閉鎖調」、359頁。
- ・社会局労働部『昭和四年労働運動年報』、昭和5年4月。
「昭和四年参加人員五百人以上の同盟罷怠業工場閉鎖調」、313頁。

³⁰ 争議団の戦意喪失の背景には昭和3年3月の共産党検挙とその翌月の評議会結社禁止処分がある。「本年三月日本共産党の検挙せらるゝに及びて左翼の中心たる日本労働組合評議会全日本無産青年同盟及労働農民党は之と最も密接なる関係を有するものと認められ、四月十日結社禁止の処分を受けて勢力の大半を失ふに至り」「第一編 労働団体の概況 第一章 総説」前掲『昭和三年労働運動年報』、1頁。

以下、各塩田労働争議の概要を示していくことにする。

1. 第一回労働争議

当時、輸移入塩の低廉な価格と再製加工塩の増加は各種工業用や醤油醸造用などの原料用の需要を招き、内地塩の用途は一般用に限られる状況となっていた。また内地塩の生産も増加したことから、専売局は需給調節のため昭和元年度二年度に亘って製塩業者の諒解のもとに生産抑制手段をとることになった³¹。

この専売局による塩生産抑制手段に際し、県塩業組合長の篠原弥治兵衛が労働組合の幹部に話をしないまま生産制限 1 割削減を受入れたことから、撫養塩田労働組合連合会と県塩業組合との間で対立が生じた。連合会は大正 15 (1926) 年 9 月 29 日に労働大会を開催し、評議会委員長や徳島合同労働組合書記長の祝辞演説の後、塩業組合に対する各種労働条件の要求を満場一致で可決した³²。11 月 15 日には、徳島県塩田労働組合³³ はデモ行進を無届で実施、警察による解散命令と首謀者ら 4 名が検束された。11 月 17 日には塩業者側が町村長らに調停を依頼し、町村長ら作成の調停案を塩業者側が受け入れた結果、26 日に労使両者の互譲による和議が成立した³⁴。

この和議成立を受けて、徳島県撫養町塩田労働組合内十州塩田労働組合連合会組織準備会が瀬戸内十州塩田³⁵ に対して労働組合をつくるよう檄を飛ばす

³¹ JACAR:Ref.A14100205000「製塩地整理ニ関スル法律」。昭和 4 年 3 月 6 日の閣議資料のなかの「昭和三年九月 専売局事業部 製塩地整理ヲ必要トスル理由 二 塩需給ノ現勢」では、生産抑制手段について「昭和元年度同二年度ニ於テ全国ニ亘リ製塩業者ノ諒解ヲ促シ製塩期間ノ短縮其ノ他ノ方法ニ依ル生産抑制ノ手段ヲ執リタルニ拘ラス尚過剰内地塩ノ停滯容易ニ減少セス現ニ巨額ノ手持塩ヲ擁シ居レリ」としている。この手持在庫の解消策として第二次製塩地整理が計画された。

³² 「大正十五年の労働争議 (1) 争議の発生」前掲『鳴門路』、84-87 頁。

³³ 大正 10 年設立の撫養塩田労働組合連合会は、その後名称を徳島県塩田労働組合へと変更し、各浜の労働組合はその支部とされた。さらに徳島県塩田労働組合は徳島撫養塩田労働組合へと改称している。前掲『鳴門路』90,100 頁。なお、『労働運動年報』では 4 回すべての労働争議の関係組合名を「徳島撫養塩田労働組合」と記している。

³⁴ 前掲『鳴門路』96-98 頁。

³⁵ 瀬戸内地区塩田の総称を「十州塩田」というが、これは播磨・備前・備中・備後・安芸・長門・周防・阿波・讃岐・伊予という 10 の国の塩田を指している。落合功 (2010 年)『近世瀬戸内塩業の研究』校倉書房、7 頁。

ラを作成している³⁶。大正15(1926)年11月の十州塩田労働組合連合会組織準備会による「塩田労働者組織に関する方針書」には、「資本の攻勢は塩業家、専売局の共同戦線による圧迫」³⁷とあり、専売局を製塩従業者の使用者である塩業家側に立つものとして位置付けている。さらに撫養地区塩田の特徴を「副業なき地方は可成戦闘的に発展するもので、撫養地方などは部分的には明確なる階級意識迄に進んでいる」³⁸とし、闘争範囲を「部分的経済闘争より直ちに地方的政治闘争へ、更に全国的政治闘争に迄に進展せしめることが必要である」³⁹とした。このように、撫養地区の塩田労働組合は評議会をバックにした全国的階級闘争を目指そうとしていた。第一回労働争議は約2ヶ月間で終了したが、その1年半後にあらたに約3ヶ月間にわたる第二回目の塩田労働争議が発生する。

2. 第二回労働争議⁴⁰

第二回労働争議は約3ヶ月間という長期にわたるものであった。

撫養塩田労働組合(評議会加盟)は、1年間の製塩費の実地調査の結果、事業主の純益が過多であるとの判断から、昭和2(1927)年4月5日の組合大会において最低賃金確定などを決議し、翌日要求事項を徳島県塩業組合に提出した。事業主側は4月12日にその要求全部を拒絶したことから、労働者側は17日から怠業を敢行した。この争議発生時では、撫養塩田労働組合の高島、明神、三ツ石、桑島の4支部による争議であったが、その後高島支部以外では戦意が乏しく高島支部のみによる争議へと移行した。5月14日には、評議会系以外の

³⁶ 「〔資料105〕「全国塩田労働者に檄す 撫養の大勝利を見よ」法政大学大原社会問題研究所(1963年)『日本労働組合評議会資料 その七(1926年7月—12月)』労働運動史資料第八集、211頁。

³⁷ 「〔資料102〕十州塩田労働組合聯合会組織準備会 1926.11月 塩田労働者組織に関する方針書 一、日本資本主義の現勢と製塩産業」前掲『日本労働組合評議会資料 その七』、198頁。

³⁸ 「〔資料102〕十州塩田労働組合聯合会組織準備会 1926.11月 塩田労働者組織に関する方針書 四、労働者側の情勢」、前掲『日本労働組合評議会資料 その七』、202頁。

³⁹ 「〔資料102〕十州塩田労働組合聯合会組織準備会 1926.11月 塩田労働者組織に関する方針書 五、組織方針」、前掲『日本労働組合評議会資料 その七』、203頁。

⁴⁰ 第二回労働争議については、「第一章 主要労働争議 六 徳島撫養塩田労働争議」前掲『昭和二年労働運動年報』、721-736頁からその骨子を示す。

撫養地方塩田労働組合（撫養川東、黒崎、南浜、斎田、桑島）の幹部の協議により撫養塩田労働組合同志会が結成され、高島方面の塩田争議を審議することが決議された。

争議団は評議会の応援により争議拡大を図ったものの不成功に終わったことに加えて、争議団内部では高島支部と評議会派遣闘士との間に融和を欠くなど、争議団には動揺が生じるようになった。

争議発生十数日後には、高島在住の商人やその後鳴門住民が調停を試みたが、塩業者側の拒絶により調停は不成功に終わっている。鳴門村高島住民は県当局と徳島地方専売局に出頭のうえ陳情を行うとともに、労働組合側代表者と高島住民調停団代表者とが会見懇談し、村民の諒解を得て高島兵吉代議士を訪問し調停を依頼している。

5月21日には、撫養塩田労働組合同志会と三ツ石、明神の2支部の代表者が鳴門村長に調停を依頼し、村長は解雇中の労働者全部の復職と評議会脱会を目的とした新たな高島労働組合組織という条件を掲げて塩業者側と交渉したが、これも両者の一致点は得られなかった。塩業組合は怠業の激しい高島支部の各労働者に対して契約解除を行い、高島塩業者は5月になると香川県より労働者を募って対抗した。これに対して評議会側労働者が香川県の労働者の退去を迫り喧騒を生じさせたため、撫養署は評議会系労働組合長の福永豊功ほか4名を検束している⁴¹。労働争議の深刻化に伴い警察官の警戒による不祥事の発生防止の動きがある一方で、瀬戸内の他の塩田は成行を観望しつつあった⁴²。このような状況が続いた後、6月21日に、徳島地方専売局長の意を受けた撫養出張所長は高島浜人会会長（事業主側）と会見し、評議会脱会の条件を撤回して円満な解決をしてはどうかと告げた。しかし浜人会会長は、今後如何なることがあってもこの条件を撤去することはできないとしてこの調停は不成立に終わった。争

⁴¹「男女労働者 五百名を解雇 塩業者側声明書発表 争議ます―悪化」『大阪朝日新聞 徳島高知版』昭和2年5月24日。大阪朝日新聞の記事は「朝日新聞クロスサーチ」を利用。

⁴²「手がつけられぬ 労資の対抗気分 ます―深刻になる 高島の塩田労働争議」『大阪朝日新聞徳島高知版』昭和2年6月16日。

議の長期化を憂慮した徳島地方専売局は、鳴門村長、撫養町長、瀬戸村長や地方有力者に調停を依頼した。作成された調停案は評議会問題に触れないことや雇用関係の復旧などであったが、7 月 7 日の労資会見でも調停は不成立に終わった。7 月 12 日には高木徳島地方専売局長は県高等課を訪れて争議の経過其の他について打ち合わせを行っている⁴³。

最終的には、関係町村長らが斡旋につとめた結果、労働者側に対する千五百円の手当支給と犠牲者を出さないという 2 つの条件をつけた専売局長による仲裁案にもとづいて、調停はほぼ成立するに至った⁴⁴。7 月 31 日には関係者立会により正式に調停が成立し、調停の場への調停者側の出席者は、3 つの町村長のほか高木専売局長ら専売局当局者、撫養署長ら警察官などであった⁴⁵。

争議の解決に至る要因には、長引く争議のもとで労働者側は困憊し就業を希望する者が多くなり、辛うじて結束を維持する状況となっていたことがあげられる。なお、『昭和二年労働運動年報』ではこの労働争議を円満解決としているが、解決条件には、犠牲者を出さないこと、節季貸の返還を要求しないことなどの労働者側に有利な条件もあったが、賃金の増加は認められないこと、将来不当に争議を起さないこととされ、労働者側にとっては必ずしも円満解決というものではなかった⁴⁶。

以上のように、長期間にわたる第二回労働争議においては、徳島地方専売局長も調停において重要な役割を担っていた。

3. 第三回労働争議

第二回労働争議が過激化したこともあり、昭和 2 (1927) 年 10 月頃に県の塩業組合長の篠原弥治兵衛らの発起により、争議の未然回避を目的として労資

⁴³ 「小学児童の盟休 当局も持て余す 調停もなか—— 困難 高島の塩田争議」『大阪朝日新聞 徳島高知版』昭和 2 年 7 月 13 日。

⁴⁴ 「調停なった 塩田争議 二つの条件をつけた 専売局長の仲裁案で」『大阪朝日新聞 徳島高知版』昭和 2 年 7 月 31 日。

⁴⁵ 「塩田大争議手打 村内は歓喜して迎へ 一斉に就業」『大阪朝日新聞 徳島高知版』昭和 2 年 8 月 2 日。

⁴⁶ 前掲『鳴門路』160-161 頁。

協調団体「愛国会」設立の動きがあり、その後専売局側の協力もあり、「愛国会」設立は塩業者全体の支持に加えて労働者側の支持も徐々に得られた。塩業者側は、昭和2年12月9日から争議回避を目的とした労働者との個別契約を開始するなど、高島支部の労働者の分裂を図ろうとした。さらに徳島県塩業組合は昭和3年1月18日に「愛国会加入者以外雇用せず」を決議した。撫養地区のいくつかの労働組合は愛国会参加を決定しており、高島支部を除く各団体が愛国会参加の方向へ雪崩現象を起こしていく⁴⁷。

しかし、愛国会反対の評議会系高島支部は昭和3年1月22日に労働大会を開催し、26日から争議に移す旨を決議し争議に突入した⁴⁸。3月7日には愛国会が設立されたが⁴⁹、その1週間後には、3月13日には評議会系労働者が総会を開催し、争議を起す方針を決定した。これに対して3月10日に塩業者側は和歌山県から200名を超える労働者を雇入れることを決定し、争議の形勢が陰悪化した⁵⁰。争議の再発を恐れた撫養警察署らは15日に争議団本部に踏み込んで、大阪地方評議会中央委員長や高島支部の実質的指導者ら幹部8名を検束した。警察側の強引な検束による争議団の戦意喪失と争議団幹部と瀬戸村の名望家、鳴門村長、村議らとの調停により、3月16日には調停が成立した⁵¹。

4. 第四回労働争議

昭和3(1928)年12月の大蔵省による塩賠償価格引下の告示⁵²を受けて、撫養地区塩業者は労働者に対して昭和4年2月1日からの賃金と賞与金(契約金)の減額を提示した。これに対して労働者側は塩業者の案を上回る案を主張したため、2月4日以降愛国会が調停に努めたが、労働者側が受け入れなかった。愛

⁴⁷ 前掲『鳴門路』170-174頁。

⁴⁸ 前掲『鳴門路』176-178頁。

⁴⁹ 「愛国会」は県会議員富田鷹吉が中心となり、階級的組合対策を目的に労資協調組合として昭和3年3月7日に創立された。その構成員は地主88名、塩業者144名、労働者1,334名であり、顧問に三邊知事、高島代議士、高木地方専売局長、半澤撫養出張所長、警察署長、関係町村長ら12名が就任した。前掲『鳴門路』186-191頁。

⁵⁰ 「和歌山県から 労働者を雇入れ 鳴門塩田争議の動揺」『大阪朝日新聞 徳島高知版』昭和3年3月13日。

⁵¹ 前掲『鳴門路』195-199頁。

国会会長富田鷹吉は調停決裂の旨を労資双方に通告したが、これに伴い愛国会は労資双方の信頼を失うことになる。その後町村長が調停に立ったものの、労資間の主張に譲歩がみられず2月9日に交渉は決裂した。

交渉決裂により、労働者側は13日から15日まで同盟罷業を執行し争議は深刻化し、当局は警戒を強めていた⁵³。これを機に愛国会会長富田鷹吉や町村長らが再び調停に乗り出して調停が成立した⁵⁴。

この労働争議は、評議会解散後の労働組合勢力の没落を背景に検束者もなく3日間という短期間で終息した⁵⁵。

第3節 4回の労働争議の特徴と塩専売行政

大正15年から昭和4年にかけての4回にわたる徳島県撫養地区における塩田労働争議は、製塩地整理法律案の審議に影響をもたらすことになった。とくに最初の3回の労働争議には極左共産主義の評議会が介入し、闘争が過激であったことが特徴的である。

第一回労働争議は、専売局が内地塩の生産過剰による巨額の手持塩解消を目的として1割の生産制限を実施し、塩業者側による賃金引下げの動きを契機としたものであった。この争議は塩業者側が調停案を受け入れて和議が成立したが、これを機に評議会の動きは政治闘争化の動きを強めていったのである。

第2回労働争議では評議会系争議団の介入が一層強まり、105日間という長

⁵² 大蔵省は毎年12月に翌年4月1日から1年間適用する製塩区域毎、等級毎の塩賠償価格を告示している。徳島県の賠償価格区域は第一区の乙となっており、昭和3年12月告示のものと前年12月告示のものと賠償価格を比較してみると、各等級の賠償価格は前年比7～9パーセントの引下げとなっている。「大蔵省告示第254号 昭和3年12月28日」官報第601号。「大蔵省告示第225号 昭和2年12月28日」官報第301号。官報は「国立国会図書館デジタルコレクション」を利用。

⁵³ 【徳島特電】「二千名遂に 総罷業 塩田争議決裂」『東京朝日新聞』昭和4年2月11日。東京朝日新聞の記事は「朝日新聞クロスサーチ」を利用。

⁵⁴ 「撫養浜塩田争議 罷業を執行 漸次悪化の兆あり 有志者が極力調停」『大阪朝日新聞 徳島高知版』昭和4年2月16日。この労働争議の解決を受けて、塩田労働者は一斉に復業している。「塩田労働者 一斉に復業 争議円満解決」『大阪朝日新聞 徳島高知版』昭和4年2月19日。

⁵⁵ 前掲『鳴門路』205-208頁。

期にわたるものであった。この間、労資間の交渉に徳島地方専売局は塩業者側に調停案を提案するなど、専売局は調停の重要な一役を担っていた。

第三回労働争議では、昭和2（1927）年10月以降、労資協調を謳う「愛国会」設立の動きに伴って労働者側の多くが愛国会参加の動きとなった。3月7日の愛国会設立の後、評議会系労働者の総会で争議方針を決議したが、警察側の争議団検束もあり争議団の戦意喪失につながった。町村長や名望家らの調停により3月16日に調停が成立した。

このように、第一回から第三回までの労働争議には評議会が深く介入し、その結果争議が過激化することとなった。闘争の過程で、労働者側には戦意喪失がみられるとともに、愛国会の設立の動きへの労働者側の参加は、第三回争議の調停成立のひとつの要因となった。

第四回労働争議は、大蔵省告示による塩賠償価格引下げを契機として、労資間で労働者に対する処遇を巡って主張が対立し、争議参加人員も1,000人を超える争議であったが、愛国会などによる調停が功を奏し、3日間という短期間で争議は終了した。

専売局の元塩脳部長花田政春は、「塩の回想 生産制限」⁵⁶のなかで当時の撫養塩田の労働争議について触れている。花田は、篠原弥治兵衛（徳島県撫養の高島塩田の社長、撫養塩業組合長、徳島県塩業組合長を歴任）の彰功碑建設に際して出版された小冊子のなかから、当時の争議調停者側の一員であった鳴門村長の中川文兵衛が、篠原の塩田労働争議の際の活躍を記した一文を引用している。文中には「日本共産党中、最も過激なることを以て称せられた日本労働組

⁵⁶ 花田政春（元塩脳部長）（1955年）「塩の回想 生産制限」秋山精一編『専売』（通巻81号）日本専売公社、57-58頁。

花田は第二次製塩地整理の際、昭和5年5月に専売局参事として整理候補塩田決定を協議するために尾道出張所に事前調査を指示のうえ現地に調査に赴いており、実務上の実権者のひとりであった。尾道出張所の内部資料には「製塩地整理最後ノ調査トシテ本日花田参事殿御出張親シク実地御視察相成候ニ付各候補地ノ事情詳細ヲ口頭申述致置候」とある。「昭和五年五月十二日 尾秘 広島地方専売局長殿 広島地方専売局尾道出張所長 製塩地整理ニ関スル件」前掲『昭和四年四月起 製塩地整理ニ関スル書類 塩脳掛』仮336-338頁。

合評議會は優秀なる闘士を多数派遣してわが高島塩田労働者を扇動して争議を起さしめ労働組合事務所に於て盛んに地方労働者幹部を使喚して直接行動に及び由々しき大事を勃発せしめたことがあった。……翁（篠原）は極度にこれを憤慨し、……何等恐るる所なく労働争議団と対談し至誠を以て其の所信を述べ静かに反省を促し」とある。このように花田は中川の文の引用を用いて、撫養地区の塩田労働争議が過激であったことを回想している。

撫養地区の塩田労働争議について、政府は「製塩地整理ニ對スル陳情摘録」のなかで短く触れているに過ぎない。しかし、以上のようにこれらの塩田労働争議は塩専売行政上見逃すことのできない重大な事件であり、しかも徳島地方専売局は調停団の一員として重要な役割を担っていたのである。

徳島県撫養地区塩田におけるこの 4 つの塩田労働争議は、社会局労働部による各年の『労働運動年報』において、争議参加人数の多いもの、あるいは闘争継続日数の長いものとして抽出・掲載されており、このことから当時の労働争議のなかでも見逃すことのできない代表的なものであった。

第一回労働争議の契機には政府による昭和元年、2 年の塩生産抑制政策があり、第四回労働争議の契機には昭和 3（1928）年 12 月の大蔵省告示による塩賠償価格の引下げ告示があった。そして第 56 議会での法律案審議はその直後の昭和 4 年 3 月であり、それを直前に控えての労働争議の再発や拡大の回避は政府が憂慮することになったことは十分に想定されるのである。

第 3 章では第 56 議会での法律案審議過程において、主に撫養地区塩田労働争議などが与えた影響を明らかにする。

第 3 章 第 56 回議会における法律案の審議

第 1 節 昭和 4 年 3 月 13 日の衆議院本会議における審議と委員 9 名の選定

1. 3 月 13 日の衆議院本会議⁵⁷

法律案の第一読会において三土忠造大蔵大臣は、昭和 2、3 年度の準備調査

⁵⁷ 第五十六帝国議会 衆議院議事速記録第三十一号 昭和四年三月十三日、第二 製塩地整理ニ関スル法律案（政府提出）第一読会。

によって成案を得たので製塩地整理を実行することにしたと述べ、製塩地整理を必要とする理由とその計画概要を説明した。製塩地整理を必要とする理由については、塩生産費の引下げ、廉価な植民地塩の輸入による食塩価格の低減、内地塩の需給調節の必要を挙げ、そのためには比較的不良な製塩地の整理が最も必要であるとした。また整理地の決定については地方経済に及ぼす影響や製塩従業者の転業関係も慎重に考慮して整理製塩地を決定すると述べ、さらに塩専売維持の方針は財調での答申を受けたものであると述べた。

岡本実太郎代議士（民政党、愛知県選出、専売局の熊本、尾道、坂田、金沢、広島各専売支局長を歴任しその後弁護士を開業⁵⁸）は、財界不況の折、殊に農漁村が疲弊困憊している最中に全国の塩田を多く整理することは多くの失業者を生むことになり、失業者に対する善後策はあるのかと質した。これに対し、三土蔵相は製塩地整理を必要とする理由を簡単に繰り返し、詳細は委員会で述べることとして答弁を終えた。

2. 「製塩地整理ニ関スル法律案」委員会委員 9 名の選定⁵⁹

本会議第一読会において法律案は 9 名の委員に付託されることになり、議長の指名を以て次の通り委員が選定された。吉木陽（政友会、山口県選出）、青山憲三（政友会、石川県選出）、竹内鳳吉（政友会、愛媛県選出）、岩川與助（政友会、鹿児島県選出）、桜井兵五郎（民政党、石川県選出）、高島兵吉（民政党、徳島県選出）、岡本実太郎（民政党、愛知県選出）、中村継男（民政党、東京府選出）、堤清六（第一控室会、新潟県選出）である。委員長には吉木が、理事には岡本と堤が指名された。

委員の構成で注目すべきはその選出選挙区である。指名された委員の多くは

⁵⁸ 以下、代議士の会派と選挙区については『議会制度百年史 院内会派編 衆議院の部』平成 2 年を使用し、代議士の略歴については主に『議会制度百年史 衆議院議員名鑑』平成 2 年を使用する。

⁵⁹ 第五十六回帝国議会 衆議院 製塩地整理ニ関スル法律案委員会議録（筆記速記）第一回、昭和 4 年 4 月 14 日。第一回委員会の冒頭、昭和 4 年 3 月 13 日に議長の氏名による委員 9 名の選定、互選による吉木委員長の当選、委員長による理事 2 名の指名を経て委員会が成立したことが告げられた。

先に示した「製塩地整理ニ対スル陳情摘録」における製塩地整理の対象地を選挙区とする代議士である。石川県の青山（政友会）、桜井（民政党）、鹿児島県の岩川（政友会）、愛知県の岡本（民政党）の 4 名は議会開会前から陳情活動がみられた県の選出である。高島（民政党）は組織的反対運動が懸念されている徳島県の選出であり、昭和 2（1927）年の撫養地区塩田労働争議の際に住民から調停を依頼されたほか、階級的組合対策として昭和 3（1928）年 3 月に創立された労資協調組合「愛国会」の顧問の一員に就任している。中村（民政党）は東京府選出であり、塩の一大消費地である消費者側の代表としての選定であろう。堤（第一控室会）⁶⁰ は、財調に対して塩専売廃止の陳情書を提出するなど、漁業・缶詰業など塩の需要家の代表としての選定だと思われる。

第 56 帝国議会招集日における各会派所属議員数は合計 466 名であり、主な会派は政友会 221 名、民政党 174 名、第一控室会 34 名、新党倶楽部 30 名であり、9 名の委員の所属会派の構成は政友会 4 名、民政党 4 名、第一控室会 1 名となっている。

このようにこれらの委員構成は、会派間、選挙区、職歴などのバランスがとられていることに加えて、多くはいずれも塩専売行政問題について深い関わりをもっていた。

第 2 節 委員会における審議—法律案の修正提案と可決—

1. 第一回委員会⁶¹

第一回委員会は 3 月 14 日に開催された。冒頭に大口喜六政府委員（大蔵政

⁶⁰ 堤委員は露領における水産業統一のために日魯漁業(株)を設立したほか、帝国水産会副会頭を歴任している。また、日本の水産業に対する政府の無策を指摘し、食糧の自給自足に加えて漁村漁民の救済の必要を説いている。堤清六（大正 7 年 10 月）「食糧の自給自足と水産業界」『中外』第 2 巻 11 号、不二出版、163-168 頁。

さらに堤外 20 名は臨時財政調査会第二回総会直後に陳情書を提出し、漁業という塩の需用者の立場から、生産費の高い内地塩業については漸次の整理、当面の策として廉価な移入塩の一定の割合の供給、最終的には塩取引の自由化を求めている。「堤清六外二十名提出 塩ノ生産配給及価格ニ関スル根本方策ノ対案ニ付陳情 臨時財政経済調査会」大正 8 年 10 月 22 日、武蔵大学図書館所蔵、史料 ID:0114004187。

務次官)は、塩専売の方針を配給の円満、価格の低廉と統一という社会的見地に重きを置き、万一に備えての塩の国内自給という国策上の問題から内地塩業の維持が必要であると説明した。さらに、塩の供給過剰によって政府の所有分が6億何千万斤となりその調節が必要であり、前内閣時代の予算措置によって調査が実施された結果、製塩地整理の成案を得たと述べた。最後に整理塩田には相当な補償を与えるが、使用人に対しても相当の仕組みが立ててあると述べた。このように、大口政府委員は使用人に対する補償について付言し、政府は製塩従業者対策を重要視していた。

大口政府委員の説明に対して、岡本委員は「本案ハ三土サンノ全ク地盤擁護絶対保護ノ案デアル、如何ニモ専売ノ大キナル理論カラ申セバ、茲ニ整理シナケレバナラスト云フ已ムヲ得ナイ事情モアリマセウ、唯坂出ヲ保護センガ為ニ、……此大塩田地保護ノ為ニ、此大事業ヲヤルト云フノガ根本デアル、……香川県デハ全国ノ約四分ノ一ヲ有シテ居ル、而シテ三土サンノ選挙区ダケデ……殆ド四分ノ一近クノ産額ヲ三土サン自身ノ選挙区デ持ッテ居ル」と述べ、この法律案は香川県の塩田保護のためであるとして、三土忠造大蔵大臣の委員会への出席による重要な点についての説明を求めている。大口政府委員は「大蔵大臣ノ選挙区ニ塩田ガ多イト云フ事実ハアルデアリマセウガ、此整理ハ先刻申シマス通り、……前内閣時代ニ於テ既ニ此方針ガ立テラレテ、……次第ニ之ヲ實際ノ上ニ進メマシテ茲ニ現ハレテ参ッタノデアリマス」と答弁した。これを受けて、岡本委員は「専売ヲ維持スルカドウカト云フヤウナ、詰リ専売制度其モノ、関係デアリマスカラ、敢テ是ガ政党政派ニ関スルモノトカ、政策ニ関スル党派関係デナイト云フコトハ、勿論万了解致シテ居リマス」と述べ、続けて「茲ニ党派関係デナйкаト云フヤウナコトヲ総テノ人ガ疑ヒ易イ、誤解ヲ招キ易イ、斯ウ云フ趣旨カラ矢張大臣ノ御出席ヲ願ヒタイト思フノデアリマス」と述べている。以上の質疑からも、岡本委員の発言の趣旨はこの法律案については製塩地整理の実施について争うものではなく、政党政派を超えて法律案の中身を審

⁶¹ 第五十六回帝国議会 衆議院 製塩地整理ニ関スル法律案委員会議録（筆記速記）第一回、昭和4年3月14日。

議していきたいというものであったと考えられる。

以降、委員会における法案審議内容は主に法律案のなかの具体的な項目に移っていく。

塩の需給関係や塩価などについての質疑の後、桜井委員（民政党）は「第二條第一項製塩業者ニ対シテハ製塩地一年間納付塩賠償金額ノ三割ト云フコトニナツテ居リマスガ、……三割ガ相当デアルト御考ヘニナツタ根拠ハ何デアリマスカ」と質した。平野亮平政府委員（専売局長官）は、塩製造業者に対する交付金3割の内訳を、塩製造者分の2割が2年分の純益に相当し、製塩従業者分の1割が労働者の3ヶ月分の賃金に相当すると答弁した。これに対して、桜井委員は「僅カ会社ニ五年カ三年勤メテモ、退職スル時ニハ五箇月ヤ七箇月ノ退職手当ハ渡ルノデアリマス、……斯ノ如キ少額ノ金額ヲ以テ之ヲ整理シヤウト御考ヘニナルコトハ、甚ダ失当ナリト考ヘルノデアリマス」と述べて、製塩従業者に対する交付金が少額であると追及した。これに対して平野政府委員は「三箇月ト申シマシタノハ平均三箇月デアリマシテ、……従業者ノ勤続年数トカ、其他種々ナル関係ハ製造業者ガ一番能ク知ツテ居ルノデアリマスカラ、其関係ヲ能ク考ヘテ一割以上ヤツテモ、一割以内ヲヤツテモ、少シモ差支ナイノデアリマス」と補足し、続けて製塩従業者分については「間接交付ノ方法ヲ執ツテ、サウシテ其支給方法ハ製塩業者ニ決メサセヤウ」という考えを示した。

以上のように、第一回委員会の審議は、冒頭に政府側から製塩地整理の背景とその概要を示すことから始まった。審議の前段では塩の需給や塩価に対する質問が中心であったが、民政党の桜井委員から早くも製塩従業者に対する交付金が少額であるとの問題意識が示された。

第二回委員会での審議においては、その対象が製塩地整理の具体的な内容に関する事項に移っていく。

2. 第二回委員会⁶²

第二回委員会は3月15日に開かれた。青山委員（政友会）竹内委員（政友

⁶² 第五十六回帝国議会 衆議院 製塩地整理ニ関スル法律案委員会議録（速記）第二回、昭和4年3月15日。

会)から整理規模、関東塩と内地塩の価格差、製塩地鑑定人の選任などについて質疑があった。また岩川委員(政友会)は内地の塩業を徐々に整理し関東州のような安い塩を輸入することが食糧品の解決の早道であると述べた。政友会委員の発言はこのように、消費者側や地主側の利益に関連する質問や主張であった。一方、岡本委員(民政党)は「徳島、即チ撫養ノ塩田ノ如キハ……此処ノ労働者ハ其ノ所ノ者ニアラズシテ、全部香川県地方カラ這入ッテ居ル⁶³、……地主ダケ喜バシテ、労働者全体ニ対シテ非常ナ打撃ヲ与ヘル、ソレデ尚且宜イト云フコトハドウシテモ言ヘナイト思ヒマス」と述べて、塩田労働争議のあった撫養地区の問題について指摘した。さらに「一人前ガ平均四十五円ノ涙金デ、三十年五十年使ッテ居ル労働者ガ失業シテドウシテ行ケマスカ、只与ヘタカラ涙金ト言ッタダケデ、之ヲ以テ甘ンズル訳ニ行カヌ」と述べて、交付金は地主に厚く従業者に薄いとし、従業者一人当たりの交付金は3カ月分としてもわずか45円では不足であると述べた。

製塩従業者に対する交付金45円が3ヶ月分の賃銀に相当するという政府の考えは、当時の瀬戸内尾道市の各業種の賃金水準と比較してみると、岡本委員の指摘のように低いと言わざるを得ない。尾道市における日給の年間平均額をみると、機械器具工業は2円、大工は1.9円、漁夫は1.6円の水準であり、月間の労働日数を25日とすると労働者の1カ月の賃金は40円から50円程度である。また清酒醸造工の月給は普通クラスで55円、醤油醸造工は45円である⁶⁴。製塩従業者に対する交付金45円という水準は尾道市における各業種の常勤雇用者のほぼ1ヵ月分の給与にしかない。なお、製塩従業者は業務によって期雇、日雇いに分れるほか、期雇のなかでも階層があり単純な比較は避けなければならない。製塩従業者に対する実際の交付金額については、最終章で史料により明らかにする。

⁶³ 昭和2年の撫養地区労働争議の際に、労働者の怠業による作業員不足対策として、高島の塩業者は香川県より塩業労働者を募っていた。岡本の発言はこのことを指している。「(13)事業主の労働者新規雇入」前掲『昭和二年労働運動年報』、732-733頁。

⁶⁴ 「115賃金(尾道市)」『昭和五年 広島県統計書 第三篇(勤業)』広島県、昭和7年3月、302-305頁。

3. 第三回委員会⁶⁵

第三回委員会は3月16日に開かれた。この委員会には三土蔵相も出席のうえ審議が行われた。委員側からは概ね製塩地整理については是認するとしてうえで、「一朝事あるとき」の塩の自給確保という国策上の理由や不良塩田の根拠を質している。以降、委員会の審議内容は製塩従業者に対する交付金や失業問題に重点が移っていく。

三土蔵相は、塩田整理の問題は前内閣時代にその必要を認めて数年前から調査に着手したと述べ、続けて「其上ニ専売局ノ「ストック」ガ六億斤以上溜ッテ居ルト云フヤウナ訳デ、一寸持切レナイ、ソレデ時機ト致シマシテハ経済界ハ不景気デ転職ナドハ困難ナ場合デアリマスケレドモ、大局カラ観テ已ムヲ得スト云フヤウナ事情デ、今回思切ッテ此提案ヲ致シタヤウナ次第デアリマス」と述べた。三土蔵相は、政府による製塩地整理の理由が専売局の巨額な年度末持越高に堪えられなくなったという本音を述べたが、このことは製塩地整理が塩専売制度維持のために不可避であったことを示すものであった。

第三回委員会での委員側の発言者は民政党委員のみであり、そこで注目されるのは民政党の桜井委員と岡本委員による発言とそれに対する政府委員の答弁である。

桜井委員は、製塩従業者交付金について「丁度従業者ノ収入ノ三箇月分ニ相当スル、斯ウ云フ御説明ヲ伺ッタノデアリマスガ、余リニ可哀相デハナイカト思ヒマス、……是ハハツ此案ノ修正ヲ願ッテモウ少シ増額サレル御考ハアリマセヌカ」として、交付金の増額を求めた。これに対し三土蔵相は、「是ハ平均三箇月デアリマシテ、事情ニ依リマスルト是以上渡シテモ宜シイノデアリマス、實際ニ當ッテ予算ヲ是ダケ、取ッテ其範囲デ然ルバク適当ニ按配シテ行ク、斯ウ云フ積リデアリマス……先ヅ此程度デ宜シカラウト考ヘタノデアリマス」と述べ、予算の範囲内で交付金を適当に按配をしていくつもりであると答弁した。

岡本委員は先ず労働者にも配慮した対応が必要であると指摘し、「世相ノ状態、

⁶⁵ 第五十六回帝国議会 衆議院 製塩地整理ニ関スル法律案委員会議録（速記）第三回、昭和4年3月16日。

社会ノ変遷、斯ウ云フコトモ御考ニナリマシテ、十五六年前ノ資本主義ガ厚カタ時ト同ジニセズシテ、……法律案ノ解釈上差支ナイ程度ニ於テ人的ノ救済ヲモウ少シ厚クシテ戴キタイト云フコトガ、吾々委員トシテハ甚ダ希望デアリマス」というように、社会的な情勢の変化もあるとして人的救済をもう少し厚くするよう求めた。山口義一政府委員（大蔵参与官）は、整理後の製塩業者と労働者の救済については十分に考慮しており、変更については出来ないと答弁した。岡本委員はさらに、「モウ社会状態ハ変ッテ居リマス、或ハ工場ノ争議「ストライキ」ト云フヤウナモノハ組織立ッタモノハ明治四十三年頃ニハナクッタデアリマス、然ルニ今日ハ現ニ横浜ニモ其例ガ拳ッテ居ル、各所ニ起ッテ居ル、……仮令一局部デモサウ云フ事ガ出ルト云フコトハ、社会上面白クナイコトデアル」というように、世相の状態、社会の変遷には労働争議があり、この製塩地整理においても労働争議の発生の可能性を指摘していた。この発言の背後には、徳島県高島塩田労働争議もあったことが推察される。

当時の労働争議発生の状況を見ると、昭和2（1927）年の財界恐慌以来、事業主の攻勢と労働組合の勢力拡張や維持運動により労働争議が激発している。

以下に示す【表2】にみるとおり、昭和4年には産業界の不振から企業は相次いで労働者の解雇、労働条件の低下や労働賃金の不払いが発生し、労働者による利益擁護のための防御的抗争が頻発し、労働争議件数はその最高を示している。大正13（1924）年以降昭和4年に至る労働争議件数は933件から1,420件へと増加し、そのうちの同盟罷怠案件数は333件から576件へとようにそれぞれ急激に増加した。なお昭和3年にはやや減少を見るが、これは普選実施による衆議院議員総選挙の実施、日本共産党事件の発生と左翼労働組合と無産政党の結社禁止⁶⁶、御大礼の挙行という特種事情によるものであった。

そして岡本委員は「私ハ此製塩地ニ對スル価格ノ見積方ガ伸縮或ハ屈伸ノ余

⁶⁶「第一編 労働団体の概況 第一章 総説」前掲『昭和三年労働運動年報』、1頁。昭和3年3月の日本共産党検挙に続いて共産党との密接な関係にある日本労働組合評議会、全日本無産青年同盟、労働農民党は4月10日に結社禁止の処分を受けて勢力の大半を失うに至った。

【表2】大正13年以降昭和4年に至る労働争議件数⁶⁷

	大正13年	14年	15年 (昭和元年)	昭和2年	3年	4年
労働争議件数	933	816	1,260	1,202	1,021	1,420
同盟罷怠業工場 閉鎖件数	333	293	495	383	397	576

地ガアル、……兎モ角残存致シタ利用価値ヲ引イテ、其差額ヲ交付金ニスルト云フノデアリマス、……調査委員ノ意見ニ依テ如何様トモナルノデアリマス」と述べて、予算の範囲内での調整方法については整理製塩地価格の見積りしだいであろうとでもなるとした。この調整による製塩地所有者に対する交付金の削減額を、製塩従業者への交付金の増額に充てることができるというものであった。岡本委員はさらに、「是ハ一寸動カシ得ナイヤウナ此明文ノ文字ニナッテ居リマスカラ、是ハ三割トカ四割トカ云フノハ、三割或ハ四割ニ相当スル金額以内ト云フコトニデモスレバ、茲ニ余裕ガ出来ルノデアリマス、僅ニ二三字加ヘレバ当然出来ル余地ガアルト思ヒマスカラ、御考慮ガ出来マシトラバ、是ハ御考慮ヲ願ヒタイ」と述べて、法律案の交付金条項に関して具体的な変更を政府に求めた。これに対して平野政府委員は岡本委員の申出を拒否している。

政府側との質疑応答が膠着しているなかで、岡本委員は「一旦政府ガ斯様ニ標準ヲ定メテ本案ノ如キモノガ出来レバ、之ヲ変更スルコトハ理由ガナイ、斯ウ仰セラレタノデスカ」と平野政府委員の答弁を質し、平野政府委員からついに「此原案ヲ以テ進ミタイト云フコトヲ申上ゲタニ過ギナイノデアリマス、決メタラ変ヘナイト云フヤウニ言ツタ訳デハナイノデアリマス」との言質を得る。岡本委員は「変ヘルコトガ理由ガナイト云フコトニ仰セラレルト、吾々ニ対シテノ審議権ノ蹂躪ニナッテシマフト思ヒマス、変ヘル変ヘナイハ此委員会或ハ

⁶⁷「第二編 労働争議の概況 第一章 総説」前掲『昭和四年労働運動年報』、307-308頁。総説のなかで労働争議発生件数増加の状況が述べられている。表2の労働争議件数表は資料中の表から一部を抽出して執筆者が作成。昭和3年の争議件数の前年比やや減少という特殊事情が表の備考として記載されている。

本会議ノ自由デアリマス」と重ねて主張した。

このように、第三回委員会では製塩従業者に対する交付金増額の主張は民政党委員のみからであった。この後も各種交付金などについて岡本委員と平野政府委員との間で質疑が交わされた後、委員長は大体質問が終わったとして、2日後の第四回委員会で法律案を決定する旨を述べ、議会は散会した。

以上のように、製塩従業者に対する交付金の増額修正を主張したのは民政党議員のみであったが、その背景についても触れておく必要がある。

憲政会の若槻内閣は、大正 15（1926）年 2 月の第 51 議会に労働組合法案労働争議調停法を政府案として提出しているが、労働組合法案は資本家の反対によって審議未了となった。さらに第 52 議会においても労働組合法案を提出するも再び審議未了、廃案となっている⁶⁸。また濱口蔵相は大正 15 年 4 月 20 日の専売局長会議において、「時勢の大勢に鑑み労働政策を確立することは現下の急務である……専売局においても……失業者の救済を図り教育教育および講和規程を制定して職工の訓育に資する等諸般の労働施設を為したることは諸君の既に熟知せらるゝ所である」と訓示している⁶⁹。

憲政会はこのように社会政策立法を企てるなど、労働政策について強い意識を持っていたのであり、委員会での民政党議員による製塩従業者交付金増額修正の主張はこの流れを受けたものであるといえる。また最終章で述べるように、専売局による製塩地における交付金交付行政においても、製塩業者に対する製塩従業者への交付金分配案作成のための細かな指導に加えて、当初交付金の対象ではなかった製塩場専属の上荷業者への交付金交付を認めるなどの対応をこの流れのなかにみることができるのである。

4. 第四回委員会における審議および修正案の提出と可決⁷⁰

第四回委員会は 3 月 18 日の午後から開催された。第一控室会の堤委員から

⁶⁸ 菅谷章（1990 年）「第三節 若槻内閣の労働組合法案と労働争議調停法」『日本社会政策史論 増補改訂』日本評論社、124-126 頁。

⁶⁹ 「現下の急務は労働政策の確立 官業労働者の福利増進を 蔵相、専売局長会議で説く」『東京朝日新聞』大正 15 年 4 月 21 日。

条件付法律案賛成の意見が出された。提案者を堤委員としたのは、水産業界における実績と地位に加えて、政府側が民政党による修正提案の受け入れを民政党への譲歩とみられることを回避するために、第一控室会の堤委員がその提示の役を担ったものと考えられる。

堤委員は「製塩業者或ハ塩田所有者、若クハソレニ従事シテ居リマスル従業員等ノ立場ニ、深甚ナル御同情ト考慮ヲ願ヒタイコトヲ申上ゲテ置キタイノデアリマス」と述べて、次のように法律案の修正内容と希望条項を述べた。

法律案の修正では「第二條第一号中ニ「三割」トゴザイマスノヲ「三割五分」ニ改メタイノデアリマス、即チ五分ノ増額ヲ致シタイノデアリマス、第六條第二項但書ノ中ニ「交付金」トゴザイマスノヲ、「交付金」ノ下ニ「ノ一部」ト加ヘル、即チ「交付金ノ一部」ト云フコトニ修正ヲ致ス必要ガ生ジタ次第デアリマス」とした。この「五分」の増加部分が製塩従業者に対する転業交付金増加に相当するものである。堤委員はさらに続けて希望条項として、社会政策的見地に立脚した整理製塩地の取捨選択と、この法律では食糧問題対策上不十分であるとして供給と消費の両方面による塩政の根本の確立という 2 点を挙げた。この交付金修正案と希望条項は満場一致で可決された。

以上のように、第四回委員会では堤委員から法律案の修正提案が行われているが、実はこの案は、委員と政府との折衝によってすでに折衝済みのものであった。民政党側は、塩製造者交付金を 1 年間塩賠償金額の 3 割を 4 割とし、営業者と従業者について 2 割ずつにするとの案の提出を予定していたが、委員並びに政府間の懇談の結果双方の歩みよりにより、3 割を 3 割 5 分にし、併せて希望条項を付すというものであった⁷¹。

法律案は 3 月 18 日の衆議院本会議において修正案通り可決された。会期が 3 月 25 日と迫るなかで、政府としては塩専売制維持のためには専売局による塩の在庫負担の解消などが喫緊の課題であり、政府はこの法律案を是非とも通過

⁷⁰ 第 56 帝国議会 衆議院 製塩地整理ニ関スル法律案委員会議録（速記）第四回、昭和 4 年 3 月 18 日。

⁷¹ 「塩田整理案 可決さる」『東京朝日新聞』昭和 4 年 3 月 19 日。

させたいとして、交付金増額修正案への妥協に応じることになったものと考えられる。また、委員会審議において、委員側から撫養地区塩田労働争議や社会全般での労働争議件数増加の指摘もあり、この製塩地整理を無事に終わらせるには、製塩従業者に対する交付金増額修正を受け入れざるを得ないという政府と専売局の判断があったのである。憲政会政権下で着手された製塩地整理計画は、政友会政権に引継がれ、最終的には交付金の増額修正をもって超党派的に可決された。この間、区制案に妨げられて重要法案の審議が滞っていたことが、3月22日の東京朝日新聞に報じられている⁷²。製塩地整理は憲政会内閣時代からの継続案件であることもあり、製塩地整理そのものについては政党間の争いの対象にはならず、重要法律案の審議が滞っていたなかではあるが、超党派的に製塩従業者への交付金増額修正という形で会期末に通過したのである。

ここで、製塩従業者に対する交付金増額の原資について明らかにしておきたい。『製塩地整理計画概要』の昭和3年9月作成のもの⁷³と法律案可決を受けての昭和4年3月一部改訂のもの⁷⁴とを比較すると、交付金予算13百万円はその合計額を変えずにその内訳を変えている。製塩従業者への交付金増額分280千円は、製塩地交付金245千円の減額と建物設備機械器具交付金減額35千円の減額の合計額によって捻出されている。製塩従業者に対する交付金増額の原資は、製塩地に対する評価額の減額により捻出できるとした第三回委員会での岡本委員による発言のとおりの結果となったのである。

第4章 製塩従業者に対する交付金交付行政とその実績

「製塩地整理ニ関スル法律」が昭和4（1929）年4月5日に公布された後、大蔵省は5月25日に第一年目の製塩禁止区域を告示し⁷⁵、翌年6月16日に第2

⁷² 「区制案に妨げられて 重要法案全部危し 貴族院に最後の諒解運動を 昨夜緊急閣議で凝議」『東京朝日新聞』昭和4年3月22日。

⁷³ 「六、整理ニ要スル交付金及其ノ他経費」前掲『昭和三年九月 専売局事業部 製塩地整理計画概要』4-5頁。

⁷⁴ JACAR:Ref.A08071638000「四 整理ニ要スル交付金及其ノ他経費」『昭和四年三月 製塩地整理計画概要 専売局』2-3頁。

年目の製塩禁止区域を告示した⁷⁶。法律第 52 号施行規則により、交付金の交付請求は塩製造禁止後 30 日以内に交付金交付申請書を所轄専売官署に提出することとされた⁷⁷。

本章の第 1 節では、地方専売局および管内出張所による製塩業者に対する指示、第 2 節では、尾道出張所における製塩従業者交付金交付、第 3 節では、第二次製塩地整理での各県別製塩従業者交付金交付実績を示す。これらにより、専売局による製塩従業者への交付金交付行政に対して、徳島県撫養地区の塩田労働争議が与えた影響などを明らかにしたいと考える。

第 1 節 広島地方専売局および管内出張所による製塩業者⁷⁸に対する指示

1. 製塩関係者の動きと当局の対応

第 2 章で述べたとおり、徳島県撫養地区での 4 回にわたる塩田労働争議があったこともあり、昭和 4 (1929) 年 4 月 13 日に広島地方専売局 (以下、地方専売局) は尾道出張所に対して通牒を発し、専売局支部局長会議における諮問事項への答申を求め、これに対し尾道出張所が答申している。諮問事項「製塩禁止区域告示後ニ於ケル製塩業者、従業者、地方団体等ノ動静如何」のなかに「製塩業者交付金中、従業者ニ交付スヘキ分……之ヲ円満順当分与セシムル

⁷⁵ 第一年分の製塩禁止区域告示の対象は宮城県、千葉県、石川県、愛知県、兵庫県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、大分県、鹿児島県の製塩地である。塩製造は昭和 4 年 9 月 30 日限りとされた。徳島県では徳島市、名東郡八万村、板野郡撫養町、瀬戸町、鳴門村の各浜の一部が整理対象となった。「大蔵省告示第 85 号 昭和 4 年 5 月 25 日」官報第 719 号。

⁷⁶ 第二年分の製塩禁止区域告示の対象は岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県内の製塩地である。塩製造は昭和 5 年 9 月 30 日限りとされた。「大蔵省告示第 126 号 昭和 5 年 6 月 16 日」官報第 1037 号。

⁷⁷ JACAR:Ref.A08071637400「昭和四年五月 昭和 4 年大蔵省令第 6 号 昭和 4 年法律第 52 号施行規則」。第 2 条の交付金交付申請書提出期限のほか、交付金交付申請書第四号様式「昭和四年法律第五十二号第二條第一号交付金交付申請書」の「備考十二」には、「本申請書ニハ製造禁止ノ際ニ於ケル従業者ノ氏名、称呼、雇傭区分、雇入年月、給額及交付金分与見込額ヲ記載シタル書類ヲ添附スベシ」との記載がある。

⁷⁸ 史資料中に塩製造者、製塩業者、塩製造人などの用語がみられるが、同一のものを指しており、本章以下では、引用の文中を除いては「製塩業者」という用語を使用する。

方法如何」がある。これに対して尾道出張所は「従業者ニ交付スヘキ金額ニ関シテハ、製塩業者ヲシテ十分法精神ヲ了解セシメテ……製塩従業者明細書ヲ作製セシメ」と答申し、製塩従業者への円満な交付金分与のためには製塩業者に対し法の精神を了解させることが必要であると答申している⁷⁹。

昭和4年12月下旬には、地方専売局山口県平生出張所管内で塩田整理反対運動が起きている。塩田地主による塩田整理希望の動きの風評に対して製塩従業者らは町民と謀って整理中止同盟会を組織している⁸⁰。この運動は、翌昭和5年1月には平生町商工会を中心とした平生町塩田整理中止同盟会の結成となり、会員約700名の連署により大蔵大臣、専売局長官、広島地方専売局長に陳情書を提出するとともに、各方面に出頭陳情を行っている⁸¹。このため地方専売局長は2月6日に尾道出張所長に対して通牒を発し、特に整理反対の範囲の拡張があった場合への対応を指示している⁸²。その指示とは「七、運動ノ方法ハ奇矯又ハ過激ニ渉ラス着実温健ニ民意ヲ伝達セシムル様首脳者ニ警告スルコト、八、隣接支署間ニアリテハ特ニ連絡ヲ保チ相互情報ヲ交換スル等ノ方法ヲ採リ万遺漏ナキヲ期スルコト、九、本件ニ関シ労働組合ノ加担策動ヲ見ルカ如キコトアラハ容易ナラサル事態ヲ生スヘキニ付此方面ノ状況ニハ特ニ注意ヲ払フコト、一〇、必要ニ応シ警察方面ト連絡ヲ保チ事態ノ重大化ヲ防クコト」である。このように、専売局は製塩従業者の整理反対運動への労働組合の加担と事態の重大化を懸念していた。

大蔵省による第二年分の製塩禁止区域告示翌日の昭和5（1930）年6月17

⁷⁹ 諮問事項と尾道出張所による答申が記されている。「製塩地整理事務ニ関スル諮問事項 尾道出張所」『昭和四年四月起 製塩地整理ニ関スル書類 塩脳掛』、仮5-10頁。

⁸⁰ 「五 整理スヘキ製塩地ノ決定」前掲『昭和六年九月 昭和四年度 昭和五年度 製塩地整理概況報告書』、17頁。

⁸¹ 「平生塩田整理中止運動 経過報告書 平生町塩田整理中止同盟会」『平生出張所 昭和2年以降製塩地整理関係書類』、仮369-380頁。この経過報告書は昭和5年5月10日に作成されている。

⁸² 「**急秘親展** 整第七二号 昭和五年二月六日 広島地方専売局長 局長㊟ 尾道 支署長殿 塩田整理反対運動ノ件」前掲『昭和四年四月起 製塩地整理ニ関スル書類 塩脳掛』、仮146-149頁。

日になると、地方専売局は管内の支署長に対して通牒を発し、塩業関係者等の動静について調査と報告を求めている⁸³。これに対して尾道出張所は、製塩従業者について「禁止塩田従業ノ青年者ハ其ノ内ニハ何等カ活路ヲ見出シ他ニ転業スヘキモ中年以後ノモノハ全然失業者ノ群ニ投スル外ナク之レ亦同情スベキ状態ニアリ」というように、中年の塩田従業者らには転業の可能性がないと報告している⁸⁴。

尾道出張所から地方専売局への報告書案と思われる出張所内の回覧書には、関係業者の動静や事務進行の状況、失業者の転業見込などに加えて、出張所員の私案として製塩従業者に対する交付金分配方法についての記載がある⁸⁵。製塩従業者各人への交付金分配方法は、平等割 2/10、地位割 3/10、収入と勤続年数割 3/10、勤怠振その他 2/10 とし、公平を期するためには各人への交付金分配額はその年収の 3/12、すなわち月額給銀の 3 カ月分を下回らないものとした。尾道出張所所員はこの私案を各浜に提示し、各浜からこの私案が公平なものであると認められたものであるとしている。

2. 製塩業者に対する専売当局の指示

第二年目の製塩禁止区域告示から約 3 カ月後の昭和 5 (1930) 年 9 月 10 日に、尾道出張所は地主と製塩業者に対して 9 月 15 日に参集するよう指示している⁸⁶。そのなかで製塩従業者転業交付金については「一、転業交付金交付促進ノ為従業者ニ対スル分配見込額腹案ヲ九月二十五日マテニ提示セラレタシ、

⁸³ 「『急秘親展』 整第五四号 昭和五年六月十七日 広島地方専売局長㊟ 支署長殿 製塩地整理ニ対スル塩業関係者等ノ感想動静ニ関スル件」『昭和五年度 製塩地整理往復書 尾道出張所』、仮 12 頁。

⁸⁴ 「『尾整第六号 昭和五年六月三十日 尾道出張所長 広島地方専売局長殿 製塩地整理ニ対スル塩業関係者等ノ感想動静ニ関スル件 対六月十七日整第五四号』前掲『昭和五年度 製塩地整理往復書 尾道出張所』、仮 8-11 頁。

⁸⁵ 「六、従業者ニ対スル交付金分配方ニ関スル件」前掲『昭和五年度 製塩地整理往復書 尾道出張所』、仮 147-152 頁。この史料には作成日付はないが、尾道出張所が製塩従業者に対する交付金分配に関して、製塩業者に 9 月 10 日付けで参集を求めていることから、それ以前に文書が作成されたと思われる。

⁸⁶ 「昭和五年九月十日 尾整第一九号 宛 禁止地々主並ニ塩製造者 (又ハ同上代人) 製塩地整理ニ関スル件」前掲『昭和五年度 製塩地整理往復書 尾道出張所』、仮 79-82 頁。

……一、上荷業者ヨリ交付金分配ニ関シ種々陳情ノ次第モアリ製塩業者ハ相当御諒解ノ上適当ニ処理セラレタシ」とした。この上荷業者については専売局は製塩従業者としての交付金交付対象としていなかったが、昭和5年7月に各浜から尾道出張所に塩を運搬している広島県御調郡向島東村の上荷業者が、地方専売局を通じて大蔵省専売局宛に陳情書を提出し、上荷業者に対しても交付金の対象とするよう陳情していたことが背景にある⁸⁷。上荷業者については陳情もあったことから、製塩業者の諒解のもと適当に処理してよいとの指示であり、地方専売局としては、製塩地整理事業を円滑に遂行していくためには、公に認めていなかった上荷業者への交付金交付について、弾力的な対応を現場の出張所や製塩業者の判断に任せたのである。

地方専売局は9月30日に尾道出張所に対して従業者交付金分配案作成に関する通牒を発している⁸⁸。その内容は「従業者ニ対スル分与見込額ヲ定ムル場合ニ於テ従業者総代ヲ立会セシムルハ団体従業者ノ総意ヲ代表セシムル趣旨ナルヲ以テ其分配方法ハ予メ関係従業者間ニ諒解セシメ置キ後日ニ至リ問題ヲ惹起スルガ如キコトナキ様相当御配慮相成度為念」であった。このように塩製造者が製塩従業者に対する交付金分与額を定めるにあたっては、製塩従業者の総意を代表する者の立会を求めるとともに、製塩従業者に対する交付金分配方法について関係従業者に諒解させるなど、後日に問題を引き起こさないよう配慮することの指示である。また交付金交付通知書の交付日が近づく12月24日には、地方専売局は各支署長に対して交付に際しての注意事項について通牒を発している⁸⁹。その注意事項とは「本人、市町村長、塩業組合役員、製塩従業者総代、警察、官吏其ノ他利害関係者等ヲ招致シ注意事項五六ノ趣旨ニ依リ製塩

⁸⁷ 「陳情書 広島県御調郡向島東村 塩田上荷業 陳情人〇〇〇〇 昭和五年七月十六日 大蔵省専売局 御中（広島地方専売局長宛）」前掲『昭和五年度 製塩地整理往復書 尾道出張所』、仮 47-50 頁。陳情書には上荷の業務を「……上荷ト称スル業務ハ、仮令塩田業者ニ異動アルモ該塩田ニ属シ、製塩シタルモノヲ手舩ニテ専売局尾道出張所迄運搬……」としている。

⁸⁸ 「急秘親展 整第一二二号 昭和五年九月三十日 広島地方専売局長局長印 尾道出張所長 派出所主幹 殿 従業者ノ転業交付金ニ関スル件」前掲『昭和五年度 製塩地整理往復書 尾道出張所』、仮 130 頁。

従業者ニ対スル失業手当ノ分配ヲ確実ニ実行セシムルコト」とし、交付金交付の最終局面において特に製塩従業者への確実な交付金分配について細心の注意を払うことを求めるというものであった。さらに製塩従業者に対する交付金分与額の総額について、「二、前項分与額ノ総額ハ各塩戸トモ必ス法定三年納付塩賠償金額平均ノ一割五分以上トナルコト」というように法律に則った対応を指示している。

以上のように、地方専売局および出張所は、製塩従業者に対する交付金分与について関係者に対して製塩地整理の法律趣旨の周知を図り、とりわけ交付金分配案を作成する製塩業者に対してきめ細かな指導と指示を行うなど、塩田労働争議などの不測事態発生の未然防止に取り組んでいた。

第 2 節 地方専売局尾道出張所管内における製塩従業者交付金交付

昭和 5 (1930) 年 12 月 9 日に尾道出張所は吉和 8 番浜の製塩業者に対し、交付金交付のため従業者総代を同伴のうえ同月 11 日に出張所に出頭するよう通知を行い、11 日に【表 3】のとおり製塩従業者に対する交付金の分与額を確定させた「製塩従業者明細書」を手交した⁹⁰。

明細書からは、大工、上浜子、始エなどの期雇については 1 年間の見込給額は大工を筆頭としていずれも 100 円を上回っている。各人の交付金分与見込額に差があるのは地位割、勤続年数割、勤怠振などの影響によるものである。また、日雇における各人別の交付金額の差は主に収入割によるものである。さら

⁸⁹「整第一五八号 昭和五年十一月二十四日 広島地方専売局長 支署長殿 転業交付金ノ交付ニ関スル件 転業交付金交付通知書ヲ本人ニ交付スル場合ハ左記各項ニ依リ御取扱相成度」『自昭和五年六月至昭和六年度 製塩地整理関係書類 三田尻出張所事業課』、仮頁 181-182 頁。

⁹⁰「尾整第四八号 昭和五年十二月九日 広島地方専売局長尾道出張所長 吉和八番 ○○○○殿 塩製造者交付金交付ニ関スル件 昭和四年法律第五十二号第二條第一項ニ依ル交付金交付可致候条本月十一日午前十時従業者総代必同伴実印携帯当所へ出頭相成度及通知候也 製塩従業者明細書」。本史料は吉和 8 番浜の元製塩業者であった方から提供いただいたものである。史料内の表は縦書きであるが執筆者が横書きとした。また、製造者氏名は○○○○表示とし、製塩従業者氏名は割愛した。

【表 3】製塩従業者明細書 吉和 8 番 製造者氏名 ○○○○

右ノ通り分与額確定候条各人へ分与可相成候也 昭和五年十二月十一日
 広島地方専売局尾道出張所長印

呼 称	雇用区分	雇入年月	1 カ年見込給額	交付金分与見込額
大 工	期 雇	明治 43 年 2 月	560 円 20	270 円 76
上浜子	期 雇	大正 15 年 2 月	524 円 20	161 円 05
始 エ	期 雇	大正 12 年 2 月	512 円 20	157 円 44
炊 キ	期 雇	昭和 4 年 2 月	500 円 20	129 円 84
日 釜	日 雇	昭和 2 年 2 月	316 円 10	146 円 48
夜 釜	日 雇	昭和 5 年 2 月	286 円 10	120 円 32
寄上り	日 雇	昭和 5 年 2 月	66 円 00	40 円 06
寄 子	日 雇	大正 9 年 2 月	51 円 00	43 円 09
寄 子	日 雇	昭和 5 年 2 月	51 円 00	31 円 77
寄 子	日 雇	昭和 4 年 2 月	51 円 00	32 円 90
上 荷				59 円 67

に、本来交付金の対象ではなかった上荷業者に対しても、収入割によって交付金の分与が行われている。

なお、御調郡吉和浜塩業組合の「昭和 4 年度 業夫給銀其他遺物規定」⁹¹では、職位ごとの給銀が定められている。規定では期雇で最上位職の大工の月額給銀は 1ヶ月 32 円であるが、この給銀に諸遺物として支給される酒手、月節句、祭りなどを加えた大工の 1 年間の収入見込額は 560 円であり、単純に 12ヶ月で除すると 1ヶ月平均の給銀は 47 円である。月額給銀 47 円に対する大工の交付金は約 270 円であり、月額給銀の 5.7ヶ月分になる。しかし、同じ期雇の上浜子の月額給銀は規定で 27 円 50 銭、諸遺物を含む 1 年間の収入見込額は 524 円で、単純に 12ヶ月で除すると月額約 44 円である。この上浜子に対する交付金 161 円は月額給銀の 3.6ヶ月分となっている。この大工との差異は地位割や勤続年数割などの差によるものである。また日雇日釜の 1 年間収入見込額 316 円も 12ヶ月で除すると月額約 26 円であり、交付金金額 146 円は月額の 5.6ヶ月

⁹¹ 「吉和浜塩業組合 昭和四年度業夫給銀其他遺物規定」。本史料は吉和 8 番浜の元製塩業者であった方から提供いただいたものである。

分である。この事例からは、製塩従業者に対する実際の交付金金額は、職位や勤続年数による差があり、必ずしも月額給銀の一律4.5カ月分ではなかった。なお、公平を期すためにとした各人への分配額はその年収の3/12、すなわち月額給銀の3カ月分以上に処理されている。また、吉和8番浜の製塩業者に対する交付金交付額は2,784.54円⁹²であり、【表3】のなかの製塩従業者に分配された交付金交付額を合計すると1,193.38円となり、法律で定められたとおり、製塩業者に対する交付金3割5分のうちの1割5分の部分が製塩従業者に交付されている。

このように、製塩従業者に対する交付金交付は、法律の趣旨に則り専売当局のきめ細かな指示と指導により行われた。交付された金額の水準も議会における法律案審議過程で懸念されていた低いものではなく、他産業との比較においても遜色のないものであった。

第3節 全国ベースでの製塩従業者1人当り交付金交付実績

2年度にわたって実施された第二次製塩地整理の結果、交付金を受けた製塩従業者数は8,613人、その合計金額は689,474円であり⁹³、製塩従業者に対する1人当たり交付金の平均額は80円であった⁹⁴。第二回委員会での岡本委員による発言では、製塩従業者に対する1人当りの交付金は45円にしかならないとしていたが、増額修正とおりの1.5倍が67.5円になるとしても、交付金の実際の平均額80円はその数字を大きく上回っていた。また、地方専売局ごとの実績をみると、管内における年平均納付塩賠償金額と製塩従業者1人当たりの交付金金額にはほぼ相関関係が認められる。1人当たり交付金金額の比較的大きい地方専売局は主に年平均納付塩賠償金額の多い瀬戸内地区の製塩地が中心と

⁹²「製塩地整理交付金交付通知書目録」前掲『昭和五年度 製塩地整理往復書 尾道出張所』、仮205-207頁。

⁹³「六 交付金調査及交付（イ）塩製造者交付金」、前掲『昭和六年九月 昭和四年度 昭和五年度 製塩地整理概況報告書』、22-23頁。

⁹⁴「第三表 塩製造者二対スル転業交付金額表」前掲『昭和六年九月 昭和四年度 昭和五年度 製塩地整理概況報告書』。

なっており、第一年度整理のなかでは東京 139 円、大阪 106 円、坂出 87 円、徳島 121 円、第二年度整理のなかでは岡山 117 円、広島 89 円、坂出 92 円であった。その一方で交付金金額が小さかった地方専売局では、仙台 55 円、金沢 27 円、鹿児島 18 円であった。なお、徳島地方専売局管内の納付塩賠償金額は広島、坂出、岡山、大阪よりも低い五番目の数字であるにもかかわらず、1 人当たりの交付金金額は地方専売局のなかで 2 番目に高い数字となっている⁹⁵。また、撫養地方の失業塩田労働者 261 名に対する 1 人平均交付金の数字を試算してみると、撫養町 166 円、瀬戸町 184 円、鳴門村 50 円となっており⁹⁶、撫養地区の数字は、鳴門村を除けば徳島地方専売局管内の平均値 121 円や他の瀬戸内地区の数字を大きく上回っている。徳島地方専売局管内の数字が高い要因として考えられるのは、撫養地区塩田のように農業などの副業のない従業者を抱える塩田では期雇の従業者の比率が高いこと、数次の労働争議を経ての賃金水準の高さ、労働争議の再発を懸念した製塩業者側が何等かの配慮を行った結果、などが想定されるが、この要因の分析については今後の課題としたい。なお、撫養地区において製塩従業者側から特段の不満を示す動きがみられなかった背景には、このように議会での想定を上回る交付金金額の水準であったこともそのひとつであったと思われる。

昭和 5（1930）年当時の労働環境をみると、世界恐慌の余波などから産業界の永続的不況を背景に、労働争議の原因は概ね事業の休廃止や操業短縮に基因する解雇問題や賃金減額不払に集中されていた⁹⁷。当時の労働者の動きは「本年に於ては労働者に於ても如何とも為し能はざる経済不況の重圧に因る事業の窮状を諒解し、已むを得ず解雇を承認するも出来得る限り解雇手当の増額を要

⁹⁵ 「第三表 塩製造者二対スル転業交付金額表」前掲『昭和六年九月 昭和四年度 昭和五年度 製塩地整理概況報告書』。

⁹⁶ 前掲『鳴門路』211 頁。ここでは 3 つの町村の失業製塩従業者数とこれに対する交付金総額が記されている。各町村の交付金総額を製塩従業者数で除したものを 1 人平均交付金金額とした。

⁹⁷ 「第二編 労働争議の概況 第一章 総説」『昭和五年労働運動年報』、明治文献、昭和 47 年 1 月、253-254 頁。

求するの事例漸次多きを為すに至れり」という状況であった。そして昭和 5 年 1 月の警視庁調査によれば「管内 50 人以上使用する工場 646 工場中 384 工場に於ては解雇手当の規定なし」とあり、地方に於ては「寧ろ制定あるものは其の一部に過ぎず。小企業に於ては殆んど無之状態」であり、さらに「本年上半期に於ける解雇者中其の二割は無手当なりし」という状況であった⁹⁸。

以上のような当時の労働環境のなかにあって、製塩地整理によって職を失う製塩従業者に対しては、当初想定されていなかった上荷業者を含む解雇労働者すべてに対して交付金が支給された。さらに製塩従業者交付金の金額は議会で懸念されていた極端に低いものではなく、解雇対象の製塩従業者にとってその水準は容認できるものであり、当時の労働環境のもとで、あえて増額を求めるというものではなかった。以上のような背景から、専売当局が懸念していた製塩従業者らによるあらたな労働争議は発生をみることはなかった。

おわりに

本稿では、第 56 帝国議会における「製塩地整理ニ関スル法律案」審議過程について、製塩従業者に対する交付金の増額修正可決に注目し、その背景を明らかにするとともに、法律案可決の意義を見出すこととした。その背景には、大正 15 (1926) 年から昭和 4 (1929) 年にかけての徳島県撫養地区の塩田労働争議があった。製塩地整理法律案の準備段階、第 56 帝国議会における法律案の審議過程、専売局による製塩地現地における製塩従業者に対する交付金交付行政の 3 段階のそれぞれにおいて、これらの労働争議の影響を受けていたことが明らかとなった。

徳島県撫養地区では大正 15 年から昭和 4 年にかけて 4 回の塩田労働争議が発生したが、政府や専売局としては、塩専売制維持の方針のもと、巨額な塩の年度末持越高の解消という需給調節と塩価の低減を目的とした製塩地整理遂行のためには、法律案の通過が不可避であった。法律案通過のためには塩田労働

⁹⁸「第三章 労働争議の発生 第二節 争議の要求事項 二、解雇問題に関するもの」前掲『昭和五年労働運動年報』、287-288 頁。

争議発生の未然防止は重要な課題であったのであり、このためにも政府は法律案における製塩従業者交付金の増額修正を受け入れざるを得なかったのである。

大正 8 年発足の臨時財政経済調査会「諮問第二号 塩ノ生産配給及価格ニ関スル根本方策如何」への大正 13 年の答申にある塩専売制維持の方針が憲政会内閣に踏襲され、製塩地整理の準備調査の予算措置が前の憲政会内閣で行われたこと、この製塩地整理の準備調査が憲政会の反対政党の政友会政権に引き継がれた。そして専売局の手持塩が巨額であることに加えて、台湾塩や関東州塩の販路確保、塩価の低減という塩専売制度が抱える喫緊な課題の存在は、この法律案が製塩地整理実施という点については党派間の対立にはなりえなかった。しかし、当時の労働者にとっての厳しい労働環境下における撫養塩田労働争議のような新たな労働争議発生を原因とする法律案の廃止や審議未了の回避は必須であり、製塩従業者に対する交付金の金額水準は、法律案の審議において重要な論点となったのである。

法律案審議の第三回委員会では製塩従業者に対する交付金増額を強力かつ具体的に主張したのは民政党議員のみであり、民政党委員による主張は、憲政党時代の労働政策などの社会政策的意識を引き継ぐものであった。民政党側からの交付金増額へ主張を受けて、委員会および政府間の折衝が行われ、民政党側の主張と政府側の主張との間をとって、つまり妥協の結果製塩従業者に対する交付金の増額修正となったものである。

法律案修正可決により交付金は月額給銀の 4.5 カ月分となり、その結果交付金金額は当初想定された 45 円の 1.5 倍の 67.5 円となるが、実際の交付金の全国ベースの平均金額は 80 円でありその予想を大きく上回る結果であった。特に徳島地方専売局管内での 1 人当たり平均交付金金額は 11 の地方専売局のなかで 2 番目に高い 121 円であり、とりわけ撫養塩田地区の撫養町では 166 円、瀬戸町では 184 円という極めて高い水準であった。

また専売当局による製塩地現地での製塩従業者個別に対する交付金交付業務では、製塩業者による製塩従業者に対する交付金分と作業について、当局は法律の趣旨の徹底を含めきめ細かに指示指導を行うほか、当初当局が想定してい

なかった上荷業者にたいしてもその交付を認めるなど、塩田労働争議などの不測の事態回避のために細心の注意を払っていたのである。当時の経済不況下での労働者にとって解雇問題、賃金未払問題、解雇手当のないという厳しい労働環境において、専売局による失業対策としての製塩従業者への交付金交付は、対象者全員に対して行われ、その金額水準も他産業に比較しても引けを取らないものとなった。

専売局の多量な手持塩の解消を目的としたこの製塩地整理についての法律案の審議においては、徳島県撫養地区における4度の塩田労働争議が重要な影響を与え、結果として法律案は製塩従業者に対する交付金増額修正という形で超党派的に可決されたのである。さらに専売局による製塩地現地での交付金交付行政においても、製塩従業者に対する慎重かつきめ細かな指導と指示を行うなど重要な影響を与えたのであった。

（くにさだ あきよし）

（2025年3月3日受理）